

# 新上五島町 第3次男女共同参画基本計画

～ 認めあい 助けあい 分かちあうまち 新上五島 ～



長崎県 新上五島町



# 目 次

## 第1章 基本計画策定にあたって

- 1 計画策定の趣旨……………1
- 2 計画策定の背景……………1～4

## 第2章 基本計画の概要

- 1 基本的な考え方……………5
- 2 基本計画の期間……………5
- 3 計画の位置付け……………5
- 4 基本計画の体系図……………7

## 第3章 基本計画の内容

- 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり……………8
  - 重点目標1 基本的人権の尊重……………9
  - 重点目標2 男女共同参画意識の啓発……………10
  - 重点目標3 男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実……………11
  
- 基本目標Ⅱ 女性の活躍による地域社会の活性化……………12
  - 重点目標1 施策・方針決定の場への女性の参画促進……………13
  - 重点目標2 とともに働きやすい環境の整備……………14
  
- 基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進……………16
  - 重点目標1 仕事と家庭の両立支援……………17
  - 重点目標2 家庭生活・地域社会活動における男女共同参画の推進……………19
  
- 基本目標Ⅳ だれもが安心して暮らせる環境づくり……………21
  - 重点目標1 健康で安心して暮らせる環境整備……………22
  - 重点目標2 生涯を通じた健康支援……………24
  - 重点目標3 犯罪・暴力の根絶……………25

## 第4章 計画の推進

- 1 庁内推進体制の整備……………26
- 2 国・県などとの連携……………26
- 3 町民及び各種団体との連携……………26
- 4 計画の進行管理……………26

参考資料……………27～36

町民意識調査の結果……………37～76

# 第1章 基本計画策定にあたって

## 第1章 基本計画の策定にあたって

### 1 計画策定の趣旨

男女共同参画社会は「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会」とされています。

すべての人々が性別にかかわらず、それぞれの個性と能力を最大限に発揮できる豊かで活力ある社会を築くためには、社会環境の変化に柔軟に対応し、時代に即した形で男女共同参画社会を推進していくことが重要となっています。

本町では、平成26年（2014）3月に「新上五島町第2次男女共同参画基本計画」を策定し、「男女共同参画社会」を実現するため“認めあい 助けあい 分かちあうまち 新上五島”を基本理念として、各種施策の推進に努めてきました。

この間、少子高齢化や人口減少の加速、不安定な経済状況などの影響もあり、男女を取り巻く社会環境は大きな変化を続けてきました。こうした変化の中で、経済成長の担い手としての女性の可能性が注目されており、国は、平成27年（2015）8月に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下「女性活躍推進法」という。）を成立させ、豊かで活力ある社会の実現に向け女性の活躍がさらに求められる状況の中、更に充実した取り組みにつなげていくため、「第4次男女共同参画基本計画」が平成27年（2015）12月に策定されました。

こうした流れを踏まえ、平成26（2014）年3月に策定した「新上五島町第2次男女共同参画基本計画」の計画期間満了に伴い、社会情勢の変化や国・県等の方針に対応するとともに、まちづくりについてのあらゆる分野に関わるものとして、「新上五島町第3次男女共同参画基本計画」を策定しました。

### 2 計画策定の背景

#### （1）世界の動き

1975（昭和50）年に開催された「国際婦人年世界会議（第1回世界女性会議）」において「女性の地位向上のための世界行動計画」が採択され、翌1976（昭和51）年からの10年間を「国際婦人の10年」と決めました。さらに国連総会において、「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）」を採択し、政治的・経済的・社会的・文化的その他のあらゆる分野における男女平等を達成するため必要な措置を定めました。

1995（平成7）年には、アジアで初めて中国の北京で第4回世界女性会議が開催され、2000（平成12）年までの優先行動分野を定める「北京宣言及び行動綱領」が採択されました。

2000（平成12）年には、ニューヨークで国連特別総会「女性2000年会議」が開催され、今後の行動目標が「政治宣言」と「北京宣言」及び「行動綱領実施のための更なる行動とイニシアティブ（成果文書）」として採択されました。

2011（平成23）年には、「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国連機関」（略称：UN Women）が発足し、国際労働機関（ILO）と職場における女性のエンパワーメント促進に向けた覚書を締結しました。

2014（平成26）年には東京において、「女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム」が開催されました。このシンポジウムは、安倍政権の最重要課題の一つである「女性が輝く社会」を実現するための取組の一環として開催され、世界各国及び日本各地から女性分野で活躍するトップ・リーダーが出席し、日本及び世界における女性の活躍促進のための取組について議論が行われました。

## （2）日本の動き

我が国における男女平等に向けた取り組みは国際連合が提唱した「国際婦人年」を契機としており、1975（昭和50）年、内閣総理大臣を本部長とする「婦人問題企画推進本部」を設置して、1977（昭和52）年に「国内行動計画」が策定され、女性問題の課題と施策の方向が示されました。その後、民法・国籍法の一部が改正され、1985（昭和60）年には「女性差別撤廃条約」を批准し、同年7月「男女雇用機会均等法」が公布されました。

1999（平成11）年6月、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みの法的根拠となる「男女共同参画社会基本法」が制定され、男女共同参画社会の実現が21世紀の我が国の社会形成の最重要課題と位置づけられました。それに基づき、2000年（平成12）年には「男女共同参画基本計画」が策定され、10年間の長期的な政策の方向性ととも、5年間で行政や国民が取り組むべき具体的施策などが示されました。

2005（平成17）年には、女性のチャレンジ支援策の充実や仕事と家庭・地域社会の両立支援策の推進、指導的地位に占める女性の割合の増加を期待する内容を盛り込んだ、「第2次男女共同参画基本計画」が閣議決定されました。さらに、男女が共にバランスよく仕事、家庭、地域生活ができるような社会を作るために、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進室」が設置されました。

2010（平成22）年には、男女共同参画社会の形成が一層加速されるよう、実効性のあるアクションプランとして「第3次男女共同参画基本計画」が策定されました。

2015（平成27）年には、施策の総合的かつ計画的推進を図るために、平成37年度末までの「基本的な考え方」並びに平成32年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取り組み」を定めた第4次男女共同参画基本計画が策定されました。

2016（平成28）年には、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律が施行され、女性の職業生活における活躍を推進し、豊かで活力のある社会の実現を図るための基本方針が示されました。

### （3）長崎県の動き

長崎県では、1978（昭和53）年に、「長崎県婦人問題懇話会」を設置し、その提言を受けて、1980（昭和55）年「生きがい育てる長崎県の婦人対策」を策定し、女性関係施策の指針とし、その後、女性を取り巻く社会環境の著しい変化に伴い、1990（平成2）年、21世紀を展望した「2001長崎女性プラン」を策定、1994（平成6）年には一部改正を行ない、総合的、効果的な女性関係行政の推進が行なわれてきました。

2000（平成12）年には、「男女共同参画社会基本法」の趣旨を踏まえ、「2001ながさき女性プラン」を全面改訂した「長崎県男女共同参画計画」を策定し、計画の実効性と推進を図るため、2002（平成14）年に「長崎県男女共同参画推進条例」が施行されました。

2003（平成15）年には、配偶者からの暴力の防止などを盛り込んだ新たな「長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。その後、2007（平成19）年の「男女共同参画基本計画（改訂版）」を経て、2011（平成23）年に「第2次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン～」が策定されました。

2011（平成23）年には、「第2次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2016（平成28）年には、長崎県における男女共同参画社会作りに向けた取り組みの実効性をより高めるとともに、女性が能力を十分に発揮できる社会づくりを一層進めるため、「第3次長崎県男女共同参画基本計画」が策定されました。

#### （4）新上五島町の動き

新上五島町では、2007（平成19）年に、新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱を制定しました。

2009（平成21）年には、男女共同参画社会の実現のための指針として本町が取り組むべき施策を体系化し、総合的に推進するため「新上五島町男女共同参画基本計画」（計画期間：平成21～25年度）を策定し、男女共同参画の推進に取り組みました。

2014（平成26）年には、「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律（DV防止法）」に規定される町における暴力の防止及び被害者の保護、暴力の防止対策について盛り込んだ「新上五島町第2次男女共同参画基本計画」（計画期間：平成26～30年度）を策定しました。

2019（平成31）年には、目まぐるしく変わる社会情勢の変化に配慮しながら、男女共同参画社会づくりに向けた取り組みを確かなものとし、女性が能力を十分に発揮できる社会の実現を目指して「新上五島町第3次男女共同参画基本計画」（計画期間：2019～2023年度）を策定しました。

## 第2章 基本計画の概要

## 第2章 基本計画の概要

### 1 基本的な考え方

日本国憲法は、すべての国民の基本的人権を保障し、男女平等を謳っています。また、男女共同参画社会基本法では、「男女の人権の尊重」、「社会における制度又は慣行についての配慮」、「政策等の立案及び決定への共同参画」、「家庭生活における活動と他の活動の両立」及び「国際的協調」の5つを基本理念（※P.6）に掲げています。

男女共同参画社会は、女性と男性が、社会の対等な構成員として、自らの意志によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、そのことによって男女が平等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ共に責任を担うべき社会です。

そうした社会の実現のため、社会的、文化的につくられた性別概念から解放され、自分らしい生き方ができる社会づくりのため、新上五島町においては、次の4つを基本目標とし、施策を推進していきます。

- I 男女共同参画社会に向けた意識づくり**
- II 女性の活躍による地域社会の活性化**
- III 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進**
- IV だれもが安心して暮らせる環境づくり**

### 2 計画の期間

この計画の期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

なお、今後の社会情勢の変化や計画の進捗状況等に応じて、必要な見直しを行うこととします。

### 3 計画の位置付け

- ①この計画は、男女共同参画社会基本法第14条第3項の規定に基づく計画であるとともに、今後5年間の男女共同参画を推進するための基本的な指針となるものです。
- ②この計画は、平成27年3月に策定された「新上五島町第2次総合計画」の基本計画における男女共同参画分野の基本的な指針を示すものです。
- ③この計画は、併せて「配偶者からの暴力の防止及び被害者保護に関する法律（DV防止法）第2条の3第3項に規定する「市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画」に位置づけます。
- ④この計画は、併せて「女性の職業生活における活躍推進に関する法律（女性活躍推進法）第6条第2項に規定する「当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」に位置づけます。

**※5つの基本理念（男女共同参画社会基本法から）****①男女の人権の尊重（第3条）**

男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されること、その他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

**②社会における制度又は慣行についての配慮（第4条）**

男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

**③政策等の立案及び決定への共同参画（第5条）**

男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

**④家庭生活における活動と他の活動の両立（第6条）**

男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

**⑤国際的協調（第7条）**

男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

## 4 計画の体系図



## 第3章 基本計画の内容

## 第3章 基本計画の内容

### 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会に向けた意識づくり

<b>重点目標1</b>	<b>基本的人権の尊重</b>
<b>重点目標2</b>	<b>男女共同参画意識の啓発</b>
<b>重点目標3</b>	<b>男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実</b>

#### 【現状と課題】

すべての人々の個人としての尊厳が守られ、基本的人権の侵害や性別による差別がなく、一人ひとりの個性が尊重される男女平等参画社会の実現には、人権尊重を基盤とした男女平等観を形成していく必要があります。

本町が平成25年度に実施した男女共同参画社会に向けての町民意識調査では、男女の平等観について、「学校教育の場」以外は「男性の方が優遇されている」との意見が多く、中でも「社会通念、慣習・しきたり」、「社会全体として見た場合」では6割、「政治や行政の施策・方針決定の場」においては5割の方が「男性の方が優遇されている」と回答していましたが、平成30年度に実施した意識調査においては、「社会通念、慣習・しきたり」「社会全体として見た場合」が7割、「政治や行政の施策・方針決定の場」においては、6割の方が「男性の方が優遇されている」との回答結果となりました。

社会生活のあらゆる場面で、男性優位との認識を多くの人が感じています。日常生活を営む中で、すべての事柄において男女が平等であることは困難ですが、どちらか一方が「優位である」と感じる社会制度や慣行については必要に応じて見直す必要があります。

また、少子・高齢化によるこれからの社会状況の変化に対応していくためには、男女共同参画社会の実現が不可欠であり、あらゆる分野において、性別に基づく固定的な役割分担意識、性差別に対する偏見の解消、男女平等観の形成等について、重要な課題として社会全体で理解を深め意識改革を図っていくことが求められます。

## **重点目標1 基本的人権の尊重**

人はすべて基本的人権が保障され、法の下に平等であり、個人として尊重されています。これは性別によって差別されるものではありませんが、逆に性別を無視して成り立つものではありません。男性と女性が、身体的・生理的違いがあることをよく理解したうえで、お互いを一人の人間として尊重し認め合えるような意識づくりが重要です。

### **【施策の方向】**

- (1)人権教育の推進
- (2)相談体制の充実
- (3)人権に関する広報・啓発活動の推進

### **〔施策項目〕**

#### **(1)人権教育の推進**

##### **①思いやりの心と命を大切にす人権教育の推進**

生涯の各時期における人権教育の課題を見いだし、あらゆる場や機会において、人権意識の高揚を図りながら、計画的・体系的な人権教育の推進を図ります。

##### **②人権意識を高める学校・幼稚園教育の推進**

年間を通しての計画的な人権教育に加え、家庭・地域と一体となった人権教育の推進を図ります。

#### **(2)相談体制の充実**

##### **①関係機関との連携による相談体制の充実強化**

法務局、人権擁護委員、行政相談員等、関係機関との連携により相談体制の充実を図るとともに、複雑多岐にわたる事案については、専門的な相談機関等への的確な引継ぎができる体制づくりを推進します。

#### **(3)人権に関する広報・啓発活動の推進**

##### **①生涯学習を通じた広報・啓発活動の充実**

町内各地区での人権のつどいの開催、各種講座等における人権に関する資料の紹介・配布等、特色ある広報・啓発活動に努めます。

##### **②多様な機会を活用した広報・啓発活動の充実**

各種関係団体と連携し、家庭・学校・地域・職場等あらゆる場や機会において啓発活動や研修会を実施するとともに、人権フェスティバルにおいて町全体としての人権尊重意識の高揚を図ります。

## **重点目標2 男女共同参画意識の啓発**

男女共同参画社会の実現のためには、町民一人ひとりが、社会制度や生活文化・慣行における性差別や性別役割分担意識などの問題を自分自身のこととして捉え、解決に向けて主体的に取り組んでいく事が必要です。

### **【施策の方向】**

- (1) 固定的な役割分担意識の見直し
- (2) 男女共同参画の視点による啓発活動の推進

### **〔施策項目〕**

#### **(1) 固定的な役割分担意識の見直し**

##### **① 広報・啓発活動の充実**

男女が社会の対等な構成員として、あらゆる分野において個性と能力を十分に発揮することができるよう、多様な機会を活用した広報・啓発活動を推進します。

##### **② 各種サービスの利用促進による固定的な役割分担意識の解消**

各種子育て支援サービスや介護サービス、地域支援事業等の更なる周知及び利用促進を図り、利用者の負担軽減や多様な社会活動への参加を支援し、固定的な役割分担意識の解消に努めます。

##### **③ 地域活動指導者による社会制度・慣行の見直しの推進**

地域活動指導者に対し、それぞれの立場における社会制度・慣行の見直しと、指導者として積極的な意識改革に向けた啓発の推進を図るよう働きかけます。

#### **(2) 男女共同参画の視点による啓発活動の推進**

##### **① 広報啓発活動による意識改革の推進**

男女共同参画に対する町民の意識と理解が深まるよう、町広報紙、ホームページ等を活用した、わかりやすい啓発活動や対象者の実態に応じた講演会・研修会の開催を積極的に推進します。



## **重点目標3 男女共同参画社会に向けた教育・学習機会の充実**

男女が性別にかかわらず、一人理の人間として自立し、豊かな人生を送ることができるように、子どものころから、それぞれの個性を認めあい尊重し合う意識づくりが重要です。そのために、人権尊重、男女平等の意識をもち行動できるよう、それぞれの年代に応じて、家庭・学校・地域・職場における教育の充実を図る津用があります。

### **【施策の方向】**

- (1)家庭教育・生涯学習での推進
- (2)教育現場での推進
- (3)地域・職場での推進

### **〔施策項目〕**

#### **(1)家庭教育・生涯学習での推進**

##### **①生涯の各時期における学習機会の充実**

家庭教育学級・生涯学習講座・高齢者大学などにおいて、生涯を通じた男女共同参画に関する学習機会を設けます。

##### **②多様な学習機会の充実**

関係各機関や長崎県男女共同参画推進員等との連携により、多様な対象者に応じた男女共同参画の推進に関する情報や学習の場を提供します。

#### **(2)教育現場での推進**

##### **①人権尊重・男女平等精神の育成**

発達段階に応じて、人権尊重・男女平等精神の育成や相互理解など男女共同参画に根ざした教育の推進を図ります。

#### **(3)地域・職場での推進**

##### **①地域・職場での学習機会の充実**

地域や職場において講座等の学習機会を設け、男女の平等に関しそれぞれの立場における問題点の認識やその改善に向けた取り組みの推進を支援します。

##### **②広報・啓発の充実**

町内の各事業所等において、男女共同参画に関する理解が深まるよう商工会等との連携により啓発活動の推進を図ります。

##### **③町職員への研修の充実**

町職員の男女共同参画に関する理解及び意識の高揚を図るため計画的な職員研修を実施します。

## 基本目標Ⅱ 女性の活躍による地域社会の活性化

---



---

**重点目標1 政策・方針決定の場への女性の参画促進**

**重点目標2 ともに働きやすい環境の整備**

---



---

### 【現状と課題】

男女共同参画社会の実現のためには、社会のあらゆる分野に男女が対等に参画し、多様な人材の能力を活用するとともに新たな視点や発想を取り入れていくことが重要です。人口の半数を占める女性ですが、政策や方針決定の場における女性の委員数の比率は、3割程度にとどまっています。男女が対等かつ均等に幅広い分野で活躍することができるように、町全域の事業所や各種団体においても女性の登用や参画が促進されるよう積極的に働きかけていく必要があります。

平成27年9月に制定された女性の職業生活における活躍の推進に関する法律の目的でもある女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現する必要があります。

今回の町民意識調査の結果における、女性の就業に対する考え方は、「子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい」との考えが最も多く40.3%（前回46.4%）、次に多い「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」が39.8%（前回26.9%）と、前回調査の結果と比較すると「子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい」との回答が伸びており、基本的には、「女性が職業を持つ方がよい」と、現代の社会情勢と同じような結果が見られました。

また、現在働いていない女性の今後の就労意向に関しては、20歳代・30歳代の女性は「すぐにでも働きたい」と「そのうち働きたい」を合わせた割合は、20歳代では100.0%、30歳代は60.0%、40歳代においては83.4%を占めています。このようなことから町全体の雇用の創出も含め、出産や子育てにより離職した女性の再チャレンジを支援する施策の充実や育児休業の取得や復帰しやすい職場環境づくりとあわせ、女性の就業に対する家族や周囲の理解や協力を促進するような啓発活動が必要です。

## **重点目標1 政策・方針決定の場への女性の参画促進**

施策・方針などの意思決定場への女性の参画は依然として少なく、十分とはいえません。本町における審議会等への女性委員の登用状況は、平成30年4月現在で32.82%であり、まだまだ男女の構成比に大きな差があるのが現状です。町民の生活に直接影響を与える審議会等については、女性の意見を幅広く取り入れるため女性委員の積極的な登用に努め、各職場や各種団体においても男女が平等に構成員としての役割を担うよう人材の育成や啓発活動が必要です。

### **【施策の方向】**

- (1) 各種審議会委員等への女性登用の推進
- (2) 男女共同参画推進団体等の育成・支援
- (3) 民間企業・団体等への啓発活動の充実

### **〔施策項目〕**

- (1) 各種審議会委員等への女性登用の推進

- ① 町の審議会委員等への女性の参画促進

町の施策・方針決定過程の場に女性の参画を推進するため、審議会等における女性の割合について35%を超えるよう女性委員の登用に努めます。

- (2) 男女共同参画推進団体等の育成・支援

- ① 女性団体組織の強化及びネットワークの形成

男女共同参画の視点から、女性の地位向上や男女平等な社会を実現するために活動する女性団体を支援し女性リーダーの育成を図るとともに、地域で活動している各女性団体とのネットワークづくりを強化します。

- ② 女性人材情報の整備と提供

女性団体のネットワークを活用し、地域のあらゆる分野で活躍する女性人材を発掘するとともに女性人材リストを整備し、情報提供と活躍の機会の提供に努めます。

- (3) 民間企業・団体等への啓発活動の充実

- ① 事業所等における女性参画の推進

町内事業所等に対し、男女の均等な機会の確保や女性の企画・方針決定への参画等、女性の能力が十分に発揮できる環境づくりのための情報提供や関係法令の周知を図るとともに積極的推進を働きかけます。

## **重点目標2 ともに働きやすい環境の整備**

少子高齢社会を迎え、社会の要請に対応して女性にも男性と同等の職業意識や職業能力の形成が求められており、女性の持てる能力と意欲を生かすことができるよう職業能力開発に対する情報提供の支援が必要です。

また、農林・水産・商工業等、自営業においては、女性はこれまでも重要な担い手としての役割を果たしてきましたが、適正な労働評価や経営参画がなされないなど従来からの伝統的な就労形態や習慣から脱しきれない状況も見受けられます。女性の労働を適正に評価し、女性自らの意思によって経営や労働に参画する機会が確保されるよう、労働環境の整備が必要です。

### **【施策の方向】**

- (1)雇用創出と女性の就業機会の拡大
- (2)雇用に関する各種制度の周知徹底
- (3)自営業などにおける女性の就業環境の支援整備
- (4)女性のチャレンジ支援

### **【施策項目】**

#### **(1)雇用創出と女性の就業機会の拡大**

##### **①雇用機会創出のための基盤づくり**

雇用創出・人材育成・就業促進に向けた各種事業を行い、女性を含めた雇用の増大と新規事業の企業につなげていきます。

##### **②雇用関連情報の提供**

雇用関連情報や各種支援青銅の情報を収集し、町広報紙やホームページ等により情報の提供に努めます。

#### **(2)雇用に関する各種制度の周知徹底**

##### **①男女雇用機会均等法の定着促進**

職場における男女の均等な機会と待遇を確保し、女性労働者が妊娠・出産等を理由とする不利益な扱いを受けないよう、関係機関と連携をとり事業所等への男女雇用機会均等法など関係法令・制度の周知を図ります。

##### **②セクシャル・ハラスメント等の防止対策の推進**

セクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメントは人権侵害であるとの認識を深め、よりよい環境づくりを推進するため事業者に対し関係法令等の周知を図ります。

### (3) 自営業などにおける女性の就業環境の支援整備

#### ① 自営業者等への啓発促進

農林・水産・商工業等、自営業に従事する女性の労働に対する適正評価・就業条件の明確化を促進するため、農協・漁協・商工会等関係機関と連携し就業環境改善に向けた啓発を行います。

#### ② 家族経営協定の推進

女性団体のネットワークを活用し、地域のあらゆる分野で活躍する女性人材を発掘するとともに女性人材リストを整備し、情報提供と活躍の機会の提供に努めます。

### (4) 女性のチャレンジ支援

#### ① 起業チャレンジ支援

女性の新しい発想や多用な能力を活かし地域資源を活用した特産品づくりを支援し、女性の起業意欲を促進するとともに、商工会等と連携しながら各種研修会の開催や融資制度及び補助金等についての情報提供や活用支援を行います。

#### ② 女性の就業支援

再就職を支援するセミナーの開催により、受講者のスキルアップを図るとともに、現状や問題点、関連法令などの情報提供を行い、各人に適合した就業機会を得ることができるよう支援します。

#### ② 農林・水産・商工関連女性グループの活動支援

磁場産品の開発や生産、加工販売促進に向け新上五島町ポータルサイトを活用した戦略や直売活動等の支援を行いません。

## 基本目標Ⅲ 家庭・地域・職場における男女共同参画の推進

---

---

**重点目標1 仕事と家庭の両立支援****重点目標2 家庭生活・地域社会活動における男女共同参画の推進**

---

---

**【現状と課題】**

男女共同参画社会では、男女が対等な構成員としてお互いの人格を認めあい、精神的・経済的・生活的に自立していかなければなりません。しかし、現実には、女性が家事や育児・介護を担うことがあたりまえとする性別役割分業意識が根強く残っており、それにより女性が家庭生活とその他の活動をともしなうことを困難にし、一方では、男性や子供の生活的自立をも阻害することにつながっています。

「男性は仕事、女性は家事」の固定的役割分担意識が、地域社会全体で固定化している状況がうかがえます。このことから地域社会の意識を変えていくことが、男性の家庭生活の参加の促進にもつながり、家事・育児・介護といった家庭における責任を男女がともに担うことで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進が期待されます。

また、被災時には不便な生活環境下で、増大した家庭的責任が女性に集中したり、被災地において女性が安心した生活が送れないなどの問題が想定されるため、防災分野の取り組みで、女性や子育て家庭の感性や観点を活かす女性力の活用を推進する必要があります。

## 重点目標1 仕事と家庭の両立支援

総務書「社会生活基本調査」（平成28年）によると、子どもがいる世帯のうち、「共働き世帯」及び「夫が有業で妻が無業の世帯」について、過去20年間の夫と妻の生活時間の推移をみると、平成8年に比べ、夫の家事時間は「共働き世帯」で8分の増加、「夫が有業で妻が無業の世帯」で5分の増加となっている一方、妻の家事時間は「共働き世帯」で19分の減少、「夫が有業で妻が無業の世帯」で27分のげんしょうとなっており、家事時間は、共働きか否かにかかわらず、夫が増加傾向、妻は減少傾向となっています。

また、夫の育児時間は、平成8年に比べ「共働き世帯」、「夫が有業で妻が無業の世帯」とともに13分の増加となっている一方、妻の育児時間は「共働き世帯」で37分の増加、「夫が有業で妻が無業の世帯」で54分の増加となっており、育児時間は、共働きか否かにかかわらず、夫妻ともに増加傾向となっています。

夫婦共働き世帯の1日の生活時間をみると、夫の家事・育児・介護等に関わる平均時間は前回調査よりも長くなっていますが、男女間に依然として大きな差が見られます。

女性が男性とともに仕事をするためには、家事・育児・介護といった家庭生活の責任を男女がともに担わなければいけません。しかし、実際には家庭生活の責任の多くを女性が担っている状況です。

町民意識調査において、仕事、家庭、地域活動への望ましい関わり方について、女性の関わり方では「同じように両立させる」が最も多く男性28.4%、女性31.9%となっています。しかし、男性の関わり方については「仕事を優先させる」が男性51.6%、女性53.6%との回答があり、「男性は仕事、女性は家庭」という固定的な性差別役割分担意識がまだまだ強いよううかがえます。

仕事と生活の時間をバランスよく配分し、仕事上の責任を果たしつつも、仕事以外の家庭や地域活動、趣味といった生活でやりたいことを実現させる「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」といった考え方は、健康を維持し、男女が安心して社会や家庭で生活するうえで重要な考え方です。男女が積極的に育児休業制度・介護休業制度・看護休業制度を利用し、いきいきと働き続けられるよう一層の両立支援を推進する必要があります。

### 【施策の方向】

- (1) 仕事と育児の両立に関する意識啓発の推進
- (2) 育児・介護休業制度の推進
- (3) 育児・介護を行なう労働者の継続就労の支援

### 〔施策項目〕

- (1) 仕事と育児等の両立に関する意識啓発の推進

#### ①ワーク・ライフ・バランスの推進

男女が互いに仕事と家庭における責任を果たし、多様な社会活動が選択できるよう、仕事優先の組織や職場風土を見直すための啓発活動を推進します。

#### ②町職員の仕事と家庭の両立

町職員においては、次世代育成支援対策推進法による「特定事業主高等計画」に基づき、他の事業所に率先して仕事と育児・介護等との両立を図るよう環境整備に努めます。

**(2) 育児・介護休業制度の推進**

**① 法令の遵守及び各種制度の利用促進**

男女が互いに仕事と育児・介護を両立できるよう、事業者及び就労者に対し育児・介護休業法の遵守及び利用促進に向けた啓発活動を推進します。

**(3) 育児・介護を行なう労働者の継続就労の支援**

**① 子育て支援・介護サービスの利用促進による支援**

各種子育て支援サービスや介護サービス、地域支援事業等の更なる利用促進を図るとともに、相談・指導・情報提供を積極的に行うことにより、育児や介護を行なう就労者の負担を軽減し継続就労を支援します。

## **重点目標2 家庭生活・地域社会活動における男女共同参画の推進**

家庭における男女共同参画を進めるには、日常的な家事や育児などの家庭的役割を男女が共同で取り組むことの大切さと必要性について継続的に啓発を行なうなど、家庭生活における固定的な役割分担意識を変革していくことが求められます。

また、地域の活性化や協働のまちづくりを推進していくためには、男女がさまざまな視点で積極的に地域づくりや防犯・防災といった地域活動に参画し取り組むことが、安全・安心のまちづくりを進めるうえで重要になってきます。特に、男性の地域活動やボランティア活動への参加、女性の防災組織、自治会等の意思決定の場への参画が期待されます。

同時に女性に偏っている家事・育児・介護等にも男性が携わることができる環境づくりを進めるとともに子育てや介護の負担を軽減できるよう社会的に支えるための条件整備が必要となっています。町民がさまざまな地域活動へ主体的に参画していくことが不可欠であることから、その参加を積極的に働きかけるとともに町民と行政の協働による男女共同参画の推進を目指して町民の主体的な活動を支援します。

### **【施策の方向】**

- (1) 家庭における男女共同参画の促進
- (2) 地域社会における男女共同参画の促進
- (3) 保育・子育て支援サービス等の充実
- (4) 介護支援体制の充実

### **【施策項目】**

#### **(1) 家庭における男女共同参画の促進**

##### **① 家庭生活における協力体制の推進**

家族が協力しあって、家事・育児・介護などの家庭生活における責任を果たし、仕事と家庭・地域における活動をバランスよく担うことができるようさまざまな機会をとらえて啓発活動を推進します。

##### **② 生涯学習活動における推進**

子育て相談やお父さんの育児講座などの開催など男女共同参画意識を高める学習機会を提供するとともに、子どもの一時預かりなどによる多様な生涯学習活動等への参加機会の確保に努めます。

#### **(2) 地域社会における男女共同参画の促進**

##### **① 地域活動における男女共同参画の促進**

地域活動における方針決定の場に、女性の積極的な参画を推進するとともに、固定的な役割分担や慣行についても改善していくための情報提供や啓発活動を推進します。また、地域と行政が連携してそれぞれの特性を活かしながら各種事業の推進を図ります。

### (3) 保育・子育て支援サービス等の充実

#### ① 地域における子育て支援サービスの充実

すべての子育て家庭が地域で安心して子育てができるよう「新上五島町次世代育成支援行動計画」に沿って、多様なニーズに対応した子育て支援サービスの充実に努め、子育て中の男女が積極的に地域活動等へ参加できるよう支援します。

### (4) 介護支援体制の充実

#### ① 地域における介護支援体制の充実

住み慣れた地域で元気にいつまでも暮らしていけるよう、また家族の介護負担の軽減が図られるよう「新上五島町老人福祉計画・介護保険事業計画（第7期）」に沿って各種介護サービスや地域支援事業の充実に努め、介護する側もされる側も安心して暮らせる地域づくりを支援します。



## 基本目標Ⅳ だれもが安心して暮らせる環境づくり

---



---

**重点目標1 健康で安心して暮らせる環境整備**

**重点目標2 生涯を通じた健康支援**

**重点目標3 犯罪・暴力の根絶**

---



---

### 【現状と課題】

女性も男性も、お互いの身体の特徴を十分に理解し、思いやりをもって生きていくことはとても大切なことです。特に女性は、思春期、妊娠・出産期、更年期、高齢期等のライフサイクルにおいて、それぞれ特有の体の変化とそれに伴う心の不安定感を経験します。このため、女性が自らの健康に関して、正しい情報を得て、自分で判断し、健康を自分のものとしていくことが求められ、そのための支援体制のより一層の充実が必要です。

また、高齢者や障害をもった人、ひとり親世帯の家族等が住み馴れた地域で自立し、地域社会の一員としてあらゆる分野で社会参加できるような体制の充実を図る必要があります。特に障害をもった人やひとり親世帯では、心理的・経済的な負担が大きく、家事・育児・介護等さまざまな悩みを抱える場合が多くあり、それを解決するための相談や情報提供等の充実が求められます。高齢者においては、健康でいきいきと活動し自立した暮らしができるよう予防措置や生活支援の充実が重要であり、さらに介護は女性の役割という意識をなくし男女がともにかかわり、介護をする人も受ける人も安心して生活ができるよう支援体制や情報提供が必要です。

暴力は、誰に対しても決して許されるものではありませんが、特に女性に対する暴力には、身体的・精神的・経済的・性的な行為があり、それらの暴力が複合して、繰り返し継続的に行なわれることが多くなっています。

町民意識調査では、セクシャル・ハラスメントは「直接経験したことがある」女性 13.7%と少なくはありません。また、配偶者・恋人からの暴力（DV）について、「直接経験したことがある」の回答比率は女性 14.5%、男性 1.1%、「自分のまわりに経験した人がいる」女性 20.3%、男性 10.5%と、いずれも前回調査よりも低くなっていますが暴力根絶には至っていません。

これらの暴力はなかなか表に現れにくく潜在化しているケースも多くあります。これらについては、人権侵害との認識の下個人的な問題として放置せず、いかなる暴力をも許さない人権を尊重した男女共同参画社会づくりに努め、また暴力によって危機的状況に陥った女性や男性に対して、相談窓口を充実し、保護・援助を行ない社会的・経済的・精神的自立を支援していく必要があります。

## **重点目標1 健康で安心して暮らせる環境整備**

男女共同参画社会の実現には、すべての人々が健康で自立し誇りを持って社会参画できるための環境整備が不可欠です。特に高齢者、障害のある人、ひとり親世帯の家族等が住み馴れた地域で自立し、地域社会の一員としてあらゆる分野で社会参画でき、年齢や障害の有無にかかわらず男女がいきいきと安心して暮らせる社会基盤の整備が求められ、そのための情報提供や各種支援策の推進が必要です。

また、本町のすばらしい自然環境を守り育て、後世に引き継ぐことは私たちの責務であります。そのためには、家庭・地域・職場等において、すべての人々が互いに協力しあって環境保全活動に参画することが望まれます。

### **【施策の方向】**

- (1) 福祉・医療・保健の連携による支援体制の充実
- (2) 高齢者・障害者等への各種支援
- (3) ひとり親世帯等への各種支援
- (4) 共に担う環境保全活動

### **〔施策項目〕**

#### **(1) 福祉・医療・保健の連携による支援体制の充実**

##### **① 関係各期間との連携による支援体制の充実**

病院・診療所及び介護施設等との連携により、安心して医療サービス・介護サービスが受けられるよう支援体制の充実強化を図ります。

#### **(2) 高齢者・障害者等への各種支援**

##### **① 高齢者の自立支援の推進**

新上五島町老人福祉計画及び介護保険事業計画（第7期）により各種サービス・地域支援事業の充実により自立支援を図るとともに、高齢者が持つ知識や能力を活かす機会と場の充実に努め、地域活動などへの積極的な参加を促進します。

##### **② 障害者の自立支援の推進**

新上五島町障害者福祉計画により各種サービスの充実を図り、障害者の社会参加と自立生活への支援を行ないます。

#### **(3) ひとり親世帯等への各種支援**

##### **① ひとり親世帯の自立支援の推進**

ひとり親世帯の不安を除去し安定した自立した生活を送れるよう、就業促進や相談体制の充実を図り経済的・社会的自立支援に努めます。

#### **(4) 共に担う環境保全活動**

##### **① 環境保全活動の推進**

島のすばらしい自然環境を守るため、マイバック運動やリサイクル活動などの環境保全活動に、家族が協力しあって参画できるよう積極的な情報提供や支援策の充実を図ります。

②地域コミュニティ活動における推進

ごみに関する学習の場の提供や施設見学等の機会を増やし、ごみ問題に関する認識を深めてもらうとともに、地域におけるリサイクル活動への積極的な参加を促進します。



## **重点目標2 生涯を通じた健康支援**

健康は人がいきいきと暮らしていくための基本的な条件です。特に女性はライフサイクルの中で妊娠や出産など、男性とは異なる健康上の問題に直面します。女性が生涯にわたって心身の健康保持・増進に意識的に取り組み、自らの健康を主体的に確保していくことは、男女共同参画社会を形成していくうえで重要なことであり、健康に関する情報提供や正しい知識の普及啓発また相談機能の一層の充実を図る必要があります。

### **【施策の方向】**

- (1)健康保持に関する支援体制の充実
- (2)妊娠・出産に関する支援体制の充実
- (3)母子の健康に関する支援体制の充実

### **〔施策項目〕**

#### **(1)健康保持に関する支援体制の充実**

##### **①世代別健康課題の目標達成に向けた支援体制の充実**

「新上五島町健康づくり計画」に掲げる各事業の展開を図り、健康保持に関する各世代別健康課題の目標達成に向けた支援体制の充実に努めます。

##### **②生涯を通じたスポーツ活動の推進**

だれもが健康でいきいきとした生活が送れるよう、生涯を通じ各世代に合ったスポーツ活動が行なえる体制の推進を図ります。

#### **(2)妊娠・出産に関する支援体制の充実**

##### **①思春期保健対策と妊娠出産に関する支援の充実**

性や感染症予防に関する学習機会の確保や、妊娠・出産期における各種健康診査・保健指導・相談・医療サービス等の提供など、思春期や妊産婦の健康支援の一層の充実を図ります。

#### **(3)母子の健康に関する支援体制の充実**

##### **①母子の健康に関する支援体制の充実**

乳幼児健診・相談・指導等により、母子の健康保持や母親の子育てに関する不安や悩みの解消に向けた指導・助言等、支援体制の充実に努めます。

## **重点目標3 犯罪・暴力の根絶**

暴力は、誰に対しても決して許されるものではありません。特に女性に対する暴力は男女がおかれている状況等により発生する場合も有り、男女共同参画社会を形成していくうえで克服すべき重要な課題です。なお、DVを含めたあらゆる暴力は人権侵害であり、決して許されるべきでないという社会的認識や地域の中であらゆる暴力を根絶させるための広報活動に努め、意識啓発活動を充実するなど、安全・安心のまちづくりに取り組みます。

### **【施策の方向】**

- (1) 犯罪の抑止活動の活性化
- (2) 暴力(セクハラ・パワハラ・DV等)の防止対策の推進
- (3) 被害者に対する相談・救済対策の推進

### **〔施策項目〕**

#### (1) 犯罪の抑止活動の活性化

##### ① 関係機関との連携による犯罪のない安全・安心まちづくりの推進

長崎県犯罪のない安全・安心まちづくり推進県民会議新上五島支部を中心に関係各機関と連携をとり、あらゆる情報の共有や犯罪抑止活動を推進し、誰もが安全で安心して暮らす事ができる地域社会の実現を図ります。

#### (2) 暴力(セクハラ・パワハラ・DV等)の防止対策の推進

##### ① 暴力を根絶させるための基盤づくり

配偶者や恋人など密接な関係にある者、または、あった者からの暴力であるDV(ドメスティック・バイオレンス)や、職場におけるセクシャル・ハラスメントやパワー・ハラスメント、女性に限らず男性や子ども、高齢者等の社会的に弱い立場にある者に向けられるあらゆる暴力の予防と根絶に向け、町広報紙等により関係法令の周知及び意識啓発の推進に努めます。

##### ② 関係機関等との連携によるDV等の防止対策の推進

警察・福祉事務所・人権擁護委員及び民生児童委員等との連携により情報の共有化を図り、DV等の未然防止・早期発見等に努めます。学校等や若年層を対象にした取り組みを充実させDVについての正しい意識の啓発に取り組み防止対策の推進に努めます。

#### (3) 被害者に対する相談・救済対策の推進

##### ① DV等に対する相談体制及び保護体制の充実

警察・福祉事務所・人権擁護委員及び民生児童委員等との連携により、情報の共有化を図るとともに、DV被害者が人権を回復するために必要な支援が受けられるように相談窓口の周知や、相談体制、保護体制を充実させます。また、被害者支援に役立つ法律・制度等に関する情報提供を図ります。

## 第4章 計画の推進

## 第4章 計画の推進

### 1 庁内推進体制の整備

男女共同参画に関する施策を積極的に推進し、男女共同参画の視点があらゆる施策や行政運営に反映されるように職員への啓発と研修の充実を図ります。また、計画を総合的かつ効果的に推進するため庁内調整会議（課長会議）において、各課間の調整・連携を図りながら全庁的な推進体制の整備に努めます。

### 2 国・県などとの連携

国、県及び他市町村など関係各機関との連携強化を図り、男女共同参画に関する施策等の情報を収集し、本町施策の推進のために積極的に活用します。

### 3 町民及び各種団体との連携

男女共同参画社会の実現のためには、行政と町民、地域、事業者などが一体となってさまざまな問題の解消・解決に取り組んでいく必要があります。そのためには、男女共同参画に関わるあらゆる団体等との連携により協力体制を構築し、施策の効果的な推進を図ります。

### 4 計画の進行管理

計画を円滑に推進していくため、各課が一体となって取り組み、組織の横断的な連絡・調整を図り関係事業の状況を把握するとともに、各課が各年度に実施すべき具体的な事業の検討及び検証を行うなど、計画的な事業の実施に向けた進行管理を行いません。

〈 参 考 资 料 〉

## 用語の説明

### 【男女共同参画社会基本法】

男女共同参画社会の形成に関する基本理念とこれに基づく基本的な施策の枠組みを定め、社会のあらゆる分野において、国、地方公共団体及び国民の取組みが総合的に推進されることを目的とした法律。

### 【男女雇用機会均等法】

雇用における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図ることなどを目的とした法律。

### 【育児・介護休業法】

1歳に満たない子を養育する労働者、家族の介護を必要とする労働者は、男女を問わず一定期間休業できることを定めた法律。

### 【次世代育成支援対策推進法】

国や地方公共団体、従業員301人以上を雇用する企業に対し、子育て支援の行動計画策定を義務付けた法律。

### 【女性活躍推進法】

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」の通称。女性が職業生活でその希望に応じて、十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するために制定。従業員301人以上の企業は、女性登用の数値目標を含む女性活躍推進に向けた行動計画の策定及び公表が義務付けられ、300人以下の企業には努力義務が課せられている。

### 【特定事業主行動計画】

次世代育成支援対策推進法により策定が義務付けられたもので、事業主としての国や地方公共団体が、職員の仕事と家庭の両立等に関し、目標達成のために講じる措置を定めたもの。

### 【家族経営協定】

家族（農業・漁業）経営にたずさわる各家族従事者が意欲と生きがいを持って取り組んでいけるよう、経営方針・就業条件・役割分担などについて話し合いに基づき取り決めをすること。

### 【ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)】

仕事、家庭生活、地域生活、個人の自己啓発など、様々な活動について、自ら希望するバランスで展開できる状態のことをいう。

### 【性別役割分担意識】

男女を問わず個人の能力等によって役割分担を決めることが適当であるにも関わらず、  
「男は仕事、女は家庭」「男性は主要な業務、女性は補助的業務」等のように、男性、女性という性別を理由として、役割を固定的に分ける考え方。

### 【ジェンダー】

「社会的・文化的に形成された性別」のこと。人間には生まれつきの生物学的性別（セックス／sex）がある。一方、社会通念や慣習のなかには、社会によって作り上げられた「男性像」「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会的・文化的に形成された性別」（ジェンダー／gender）という。

### 【セクシュアル・ハラスメント(セクハラ)】

性的嫌がらせ。相手の意に反して性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をするうえで一定の不利益を与えたり、またはそれを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること。

### 【パワー・ハラスメント(パワハラ)】

権力や地位を利用した嫌がらせという意味で用いられる言葉。

### 【ドメスティック・バイオレンス(DV)】

配偶者や恋人等の親しい関係にある人から振るわれる暴力のこと。殴る、蹴るといった「身体的暴力」、言葉による「精神的暴力」、親・兄弟姉妹や友人との付き合いや行動を制限する「社会的暴力」、生活費を渡さないという「経済的暴力」、避妊に協力しないなどの「性的暴力」などがある。

### 【エンパワーメント】

個人が社会の一員としての自覚と能力を高め、政治的、経済的、社会的、文化的に力を持った存在になること。女性が個人として、あるいは社会集団として意思決定過程に参画し自立的な力をつけること。

## 男女共同参画に関する世界、日本及び長崎県の動き

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
1945年 (昭和20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際連合発足</li> <li>国際連合憲章採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>改正選挙法公布（婦人参政権）</li> <li>総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	
1964年 (昭和21年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連婦人の地位委員会発足</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>第22回総選挙で初の婦人参政権行使</li> <li>日本国憲法公布（男女平等の明文化）</li> </ul>	
1948年 (昭和23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界人権宣言採択</li> </ul>		
1967年 (昭和42年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人に対する差別撤廃宣言採択</li> </ul>		
1975年 (昭和50年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国際婦人年</li> <li>国際婦人年世界会議（メキシコシティ）で「世界行動計画」を採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題企画推進本部発足</li> <li>総理府婦人問題担当室設置</li> </ul>	
1976年 (昭和51年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」始まる</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国立婦人教育会館開館</li> <li>民法一部改正（離婚後の氏の選択自由に）</li> <li>第1回日本婦人問題会議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>婦人問題窓口設置</li> </ul>
1977年 (昭和52年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>国内行動計画策定</li> </ul>	
1978年 (昭和53年)			<ul style="list-style-type: none"> <li>長崎県婦人問題懇話会設置</li> <li>長崎県婦人関係行政推進会議設置</li> </ul>
1979年 (昭和54年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第34回国連総会で「女子差別撤廃条約」採択</li> </ul>		
1980年 (昭和55年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」中間年世界会議開催（コペンハーゲン）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民法・家事審判法一部改正（配偶者の法定相続分引き上げ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>いきがいを育てる長崎県の婦人対策策定</li> <li>婦人問題担当企画主幹設置</li> <li>第1回市町村担当課長会議開催</li> </ul>
1981年 (昭和56年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>国内行動計画後期重点目標発表</li> </ul>	
1984年 (昭和59年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年世界会議 ESCAP 地域政府間準備会議」開催（東京）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国籍法及び戸籍法一部改正（子の国籍・・・父血統主義→父母両系主義）</li> </ul>	
1985年 (昭和60年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「国連婦人の10年」最終年世界会議開催（ナイロビ）</li> <li>「ナイロビ将来戦略」採択</li> <li>NGOフォーラム開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「女子差別撤廃条約」批准</li> <li>「男女雇用機会均等法」成立</li> <li>「国民年金法」改正（女性の年金権確立・施行は昭和61年）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ラジオミニ講座「女あれこれ」開始</li> <li>情報紙「女性ながさき」創刊</li> </ul>
1986年 (昭和61年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「男女雇用機会均等法」施行</li> <li>婦人問題企画推進有識者会議開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>企画部婦人対策室設置</li> </ul>
1987年 (昭和62年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定</li> </ul>	
1990年 (平成2年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「2001ながさき女性プラン」策定</li> <li>婦人対策室を女性行政推進室に改称</li> </ul>
1991年 (平成3年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第1次改定）」策定</li> <li>育児休業法成立（施行は平成4年）</li> </ul>	
1992年 (平成4年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>初の婦人問題担当大臣設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>審議会等の委員への女性の登用促進要綱制定</li> </ul>
1993年 (平成5年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>世界人権会議（ウィーン）</li> <li>「女性に対する暴力撤廃宣言」採択（国連総会）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>パートタイム労働法成立</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>育児休業生活資金創設</li> </ul>

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
1994年 (平成6年)	・国際人口・開発会議「カイロ宣言及び行動計画」採択	・総理府男女共同参画室発足 ・内閣総理大臣の諮問機関として男女共同参画審議会設置	・「2001ながさき女性プラン」第1次改定
1995年 (平成7年)	・社会開発サミット開催(コペンハーゲン) ・第4回国連世界女性会議開催(北京)「行動綱領」「北京宣言」の採択	・育児・介護休業法の成立・施行 ・ILO第156号条約(家族的責任条約)批准	・企画部女性行政推進室を生活環境部女性行政推進室に改組
1996年 (平成8年)		・「男女共同参画ビジョン」答申 ・「男女共同参画2000年プラン」策定	・「ながさきキラキラ・ライフプラン～2001長崎県農山漁村女性ビジョン」策定
1997年 (平成9年)		・男女共同参画審議会設置(法律) ・男女雇用機会均等法改正(平成11年施行) ・介護保険法公布(平成12年施行)	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査開始 ・日韓海峡沿岸女性団体交流支援事業開始(平成9年～12年)
1998年 (平成10年)			・男女共同参画フォーラム開催
1999年 (平成11年)	・「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約選択議定書」採択	・「男女共同参画社会基本法」公布・施行 ・「食料・農業・農村基本法」公布・施行(女性の参画の促進を規定)	・長崎県女性問題懇話会を長崎県男女共同参画懇話会に改組 ・生活環境部女性行政推進室を県民生活環境部男女共同参画室に改組 ・ラジオミニ講座「女あれこれ」を「WithYou」に改称 ・情報紙「女性ながさき」を「男女共同参画だより」に改称
2000年 (平成12年)	・国連特別総会「女性2000年会議」開催(ニューヨーク)「政治宣言」「成果文書」の採択	・「男女共同参画基本計画」策定 ・ストーカー規制法成立	・新世紀創造フォーラム開催 ・「長崎県男女共同参画計画」策定 ・長崎県男女共同参画推進本部設置
2001年 (平成13年)		・内閣府に男女共同参画局設置 ・男女共同参画会議設置 ・配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律(通称:DV防止法)成立 ・「男女共同参画週間」設定(6月23日～29日)	・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施
2002年 (平成14年)		・アフガニスタンの女性支援に関する懇談会開催	・長崎県男女共同参画推進条例制定 ・長崎県男女共同参画審議会設置 ・長崎県男女共同参画推進員設置
2003年 (平成15年)		・次世代育成支援対策推進法施行 ・少子化対策基本法施行 ・「性同一性障害の性別の取扱いの特例に関する法律」成立	・「長崎県男女共同参画基本計画」策定
2004年 (平成16年)		・DV防止法一部改正(暴力の定義拡大等・・・同年施行) ・育児・介護休業法一部改正(育児休業期間の延長等・・・平成17年施行)	
2005年 (平成17年)	・第49回国連婦人の地位委員会(国連「北京+10」世界閣僚級会合)(ニューヨーク)	・「男女共同参画基本計画(第2次)」策定	・長崎県男女共同参画推進センター開設
2006年 (平成18年)		・男女雇用機会均等法改正(平成19年施行)	・県民生活環境部男女共同参画室を県民生活部男女共同参画室に改組 ・長崎県男女共同参画推進本部を長崎県男女共同参画推進会議に改組 ・男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施

年	世界の動き	日本の動き	長崎県の動き
2007年 (平成19年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)改正(平成20年施行)</li> <li>「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(配偶者暴力防止法)改正(平成20年施行)</li> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「長崎県男女共同参画基本計画」改定</li> </ul>
2008年 (平成20年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>国連安全保障理事会:「武力紛争下の性暴力防止に関する決議第1820号」採択</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「児童福祉法」「次世代育成支援対策推進法」改正(平成21年施行他)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部団所競走参画室を県民生活部男女共同参画・県民協働課に改組</li> </ul>
2009年 (平成21年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>「育児・介護休業法」改正(短時間勤務制度の義務化、所定外労働の免除の義務化、子の看護休暇の拡充、公表制度及び過料の創設等(平成22年施行他))</li> <li>対する女性差別撤廃委員会の最終見解公表</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>
2010年 (平成22年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>第54回国連婦人の地位委員会(北京+15)開催(ニューヨーク)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」「仕事と生活の調和推進のための行動指針」改定</li> <li>APEC第15回女性リーダーズネットワーク(WLN)会合</li> <li>「第3次男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>	
2011年 (平成23年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「ジェンダー平等と女性のエンパワメントのための国連機関(略称:UN Women)発足</li> <li>ILOとUN Womenが職場における女性のエンパワメント促進に向けた覚書締結</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>「第2次長崎県男女共同参画基本計画」策定</li> </ul>
2012年 (平成24年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第1回女性に関するASEAN閣僚級会合」開催(ラオス)</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>県民生活部男女共同参画・県民協働課を県民生活部男女共同参画室に改組</li> <li>長崎県男女共同参画推進センターに男性相談窓口を開設</li> <li>「第3次長崎県DV対策基本計画」策定</li> </ul>
2013年 (平成25年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>ストーカー行為等の規制等に関する法律改正</li> <li>日本再興戦略において成長戦略の中核に「女性の活躍推進」を位置づけ</li> <li>配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律改正(平成26年施行)</li> </ul>	
2014年 (平成26年)	<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催(WAW!)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>全ての女性が輝く社会づくり本部設置</li> <li>女性のチャレンジ応援プラン策定</li> <li>日本再興戦略改訂2014において「女性の更なる活躍推進」を位置づけ</li> <li>女性活躍担当大臣任命</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ながさき女性活躍推進会議発足</li> <li>ながさき女性活躍推進フォーラム開催</li> <li>男女共同参画社会に向けての県民意識調査実施</li> </ul>
2015年 (平成27年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性が輝く社会に向けた国際シンポジウム開催(WAW!2015)</li> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律公布・一部施行</li> <li>一億総活躍国民会議設置</li> <li>第4次男女共同参画基本計画策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ウーマンズジョブほっとステーション開設</li> <li>長崎県男女共同参画推進センター及び情報誌「長崎県男女共同参画推進センターだより」を「きらりあ」に愛称決定</li> </ul>
2016年 (平成28年)		<ul style="list-style-type: none"> <li>女性の職業生活における活躍の推進に関する法律全面施行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「第4次長崎県DV対策基本計画」策定</li> <li>長崎女性活躍推進フォーラム開催</li> <li>「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」策定</li> </ul>

## ○各種審議会委員等への女性の登用の推進【附属機関等実態調査】

平成30年3月31日現在

## 【附属機関】

一連	委員会・審議会等名称	定数	29年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
1	情報公開審査会	5人以内	×	-	-
2	個人情報保護審査会	5人以内	×	5	1
3	政治倫理審査会	5人	○	5	1
4	行財政改革推進委員会	15人以内	○	13	4
5	特別職報酬審議会	10人以内	×	-	-
6	交通安全対策協議会	20人以内	×	-	-
7	生活安全推進協議会	若干人	○	18	1
8	防災会議	25人以内	○	25	2
9	国民保護協議会	40人以内	×	-	-
10	使用料及び手数料審議会	10人以内	×	-	-
11	総合計画審議会	25人以内	×	-	-
12	民生委員推薦会	14人	○	14	2
13	障害支援区分認定審査会	5人	○	5	2
14	障がい者総合支援協議会	18人以内	○	16	4
15	福祉保健対策推進協議会	30人以内	○	27	8
16	介護認定審査会委員	30人以内	○	20	9
17	介護保険運営協議会	28人以内	○	28	5
18	地域密着型サービス運営部会	15人以内	○	15	2
19	地域包括支援センター運営部会	15人以内	○	14	3
20	入所判定委員会	6人以内	○	6	2
21	災害時要援護者避難支援関係者連絡会議	21人以内	○	21	4
22	地域福祉計画策定委員会	15人以内	○	14	2
23	地域ケア会議	-	○	18	3
24	地域包括ケア推進協議会	20人以内	○	17	2
25	要保護児童対策地域協議会	定無	○	18	5
26	児童館運営委員会	20人以内	○	12	3
27	予防接種健康被害調査委員会	若干人	×	-	-
28	国民健康保険運営協議会	15人	○	15	3
29	診療所運営協議会	13人	○	13	2
30	地域温暖化対策協議会	15人以内	○	13	4
31	環境保全審議会	15人以内	×	-	-
32	農業共済損害評価会	10人以内	○	5	0
33	水産業振興協議会	20人以内	○	12	0
34	水道事業経営審議会	11人以内	○	10	2
35	都市計画審議会	20人以内	○	15	3
36	景観審議会	10人以内	○	9	1
37	公営住宅入居者選考委員会	8人	×	0	0
38	文化的景観保存計画策定委員会	15人以内	×	-	-
39	文化的景観整備活用委員会	15人以内	○	12	0
40	文化財保護審議会	15人以内	○	10	2
41	博物館協議会	10人以内	○	7	0
42	新上五島町教育支援委員会	15人以内	○	14	6
43	結核対策委員会	10人以内	○	5	2

## 【附属機関つづき】

一連	委員会・審議会等名称	定数	29年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
44	社会教育委員会	15人以内	○	14	3
45	公民館運営審議会	15人以内	○	15	6
46	図書館協議会	7人以内	○	7	4
47	石油備蓄記念会館運営委員会	15人以内	○	11	4
48	生涯学習推進協議会	30人以内	×	-	-
49	学校給食センター運営委員会	20人以内	○	15	4
				513	111

## 【私的諮問機関】

一連	委員会・審議会等名称	定数	29年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
1	男女共同参画基本計画策定委員会	20人以内	×	-	-
2	交通体系再編協議会	15人以内	×	-	-
3	交通対策協議会	定無	×	-	-
4	地域公共交通会議	定無	○	9	-
5	交通ネットワーク促進協議会	定無	○	16	1
6	協働のまちづくり計画策定委員会	20人以内	×	-	-
7	人口減少対策推進・検証会議	定無	○	31	4
8	産業再生町民会議	25人以内	×	-	-
9	バイオマスタウン構想策定委員会	11人以内	×	-	-
10	バイオマスタウン推進協議会	20人以内	×	-	-
11	風力発電等ゾーニング整備協議会	定無	○	29	0
12	新上五島町まちづくり交付金評価委員会	20人以内	×	0	0
13	子ども・子育て会議	20人以内	○	20	8
14	温水プール運営協議会	15人以内	○	13	4
				118	17

## 【推進員等】

一連	委員会・審議会等名称	定数	29年度設置の有=○、無=×	現委員数(A)	(A)のうち女性委員数
1	駐在員	115人	○	115	11
2	交通指導員	50人以内	○	38	2
3	障害者相談員	10人	○	10	2
4	母子保健推進員	80人以内	○	60	60
5	健康づくり推進員	100人以内	○	57	46
6	食生活改善推進員	144人	○	123	123
7	環境美化推進員	各地区駐在員	○	115	8
8	環境美化指導員	定無	×	-	-
9	畜犬指導員	若干人	×	-	-
10	スポーツ推進委員	35人以内	○	30	7
				548	259

## 【全体計】

全体数	人	1,179	387
女性委員の割合	%		32.82

## 新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会設置要綱

### (設置)

第1条 本町における男女共同参画社会づくりを目指す基本計画を策定するため、新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討を行う。

- (1) 男女共同参画に関する基本計画の策定に関すること。
- (2) 男女共同参画に関する施策の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員20人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げるもののうちから町長が委嘱する。

- (1) 知識経験を有する者
- (2) 民間企業並びに公共的団体に属する者
- (3) 教育関係団体に属する者
- (4) 一般公募による者
- (5) 前4号に掲げる者のほか町長が必要と認める者

### (委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長は、委員の互選によるものとし、副委員長は委員長が指名する。

3 委員長は、会務を掌理し、委員会を代表する。

4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員長が必要と認めるときは、関係者の出席を求めて、意見又は説明を聞くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、総務課において行う。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等について必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

## 新上五島町男女共同参画基本計画策定委員会委員名簿

		氏 名	所属・役職等
1	委員長	森 藤 敏 幸	町社会福祉協議会会長
2	副委員長	前 田 三千代	元長崎県男女共同推進アドバイザー
3	委 員	中 野 千 尋	町商工会女性部長
4	委 員	前 田 あおい	交通安全母の会連合会長
5	委 員	白 石 英 穂	人権擁護委員
6	委 員	永 田 寛 孝	教育支援委員・民生児童委員協議会長
7	委 員	大 坪 文	長崎県男女共同参画推進アドバイザー
8	委 員	近 藤 ヤスヨ	長崎県男女共同参画推進アドバイザー
9	委 員	竹 内 なおみ	長崎県男女共同参画推進員
10	委 員	江 濱 真奈美	公募

## 平成 30 年度 町民意識調査の結果

## 標本特性

		実数(人)			構成比(%)		
		全体	男性	女性	全体	男性	女性
総数		236	95	138	100.0	100.0	100.0
性別	男性	95	95	0	40.3	40.3	0.0
	女性	138	0	138	58.5	0.0	58.5
	不明	3	0	0	1.3	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	8	3	4.7	3.4	1.3
	30歳代	33	8	25	14.0	3.4	10.6
	40歳代	39	16	23	16.5	6.8	9.8
	50歳代	52	19	33	22.0	8.1	14.0
	60歳代	81	32	48	34.3	13.6	20.3
	70歳代	18	11	6	7.6	4.7	2.5
	不明	2	1	0	0.9	0.4	0.0
未既婚別	既婚	190	76	112	80.5	32.2	47.5
	離別・死別	16	3	13	6.8	1.3	5.5
	未婚	29	16	13	12.3	6.8	5.5
	不明	1	0	0	0.4	0.0	0.0
就業形態別	自営業主	18	13	5	7.6	5.5	2.1
	家族従業者	13	2	10	5.5	0.9	4.2
	会社などの役員	15	9	6	6.4	3.8	2.5
	常勤(フルタイム)	63	36	27	26.7	15.3	11.4
	パートタイム	45	8	37	19.1	3.4	15.7
	学生	0	0	0	0.0	0.0	0.0
	家事専業	37	1	36	15.7	0.4	15.3
	無職	33	22	11	14.0	9.3	4.7
	その他	7	4	3	3.0	1.7	1.3
	不明	5	0	3	2.1	0.0	1.3
就業先の産業分類別	農林水産業	16	10	6	6.8	4.2	2.5
	鉱・建設業	10	8	2	4.2	3.4	0.9
	製造業	15	3	12	6.4	1.3	5.1
	商業	13	7	5	5.5	3.0	2.1
	金融・保険業	4	1	3	1.7	0.4	1.3
	サービス業	58	22	36	24.6	9.3	15.3
	公務員	26	16	10	11.0	6.8	4.2
	その他	15	5	10	6.4	2.1	4.2
	不明	19	5	14	8.1	2.1	5.9
配偶者の産業分類別	職業をもっている	135	43	91	57.2	18.2	38.6
	現在さがしている	8	7	1	3.4	3.0	0.4
	職業はもっていない	52	30	22	22.0	12.7	9.3
	不明	41	15	24	17.4	6.4	10.2
家族形態別	単身世帯	19	6	13	8.1	2.5	5.5
	夫婦のみの世帯	86	35	50	36.4	14.8	21.2
	二世帯世帯(親・子ども)	109	45	63	46.2	19.1	26.7
	三世帯世帯(祖父母・親・子ども)	15	6	9	6.4	2.5	3.8
	その他	2	1	1	0.9	0.4	0.4
	不明	5	2	2	2.1	0.9	0.9

表1 社会生活における男女平等（性別）

（％）

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (1)家庭生活						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		236	10.2	42.4	33.1	3.0	1.3	7.6	2.5
性別	男性	95	5.3	34.7	46.3	3.2	1.1	8.4	1.1
	女性	138	13.8	47.8	24.6	2.9	1.4	6.5	2.9
	不明	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (2)職場						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		236	8.1	34.7	24.2	8.1	1.7	16.9	6.4
性別	男性	95	6.3	33.7	26.3	11.6	4.2	12.6	5.3
	女性	138	9.4	35.5	23.2	5.8	0.0	19.6	6.5
	不明	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (3)学校教育の場						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		236	5.1	14.4	47.0	2.5	0.4	23.3	7.2
性別	男性	95	2.1	14.7	50.5	4.2	1.1	21.1	6.3
	女性	138	7.2	14.5	44.9	1.4	0.0	24.6	7.2
	不明	3	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	33.3	33.3

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (4)政治や行政の施策・方針決定の場						
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	無回答
全体		236	20.3	42.4	12.3	2.1	0.8	16.1	5.9
性別	男性	95	12.6	43.2	18.9	3.2	2.1	16.8	3.2
	女性	138	25.4	42.8	8.0	1.4	0.0	15.2	7.2
	不明	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (5)法律や制度の上						無回答
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	
全体		236	12.7	37.7	24.2	4.2	0.8	14.8	5.5
性別	男性	95	4.2	30.5	40.0	8.4	2.1	11.6	3.2
	女性	138	18.1	43.5	13.8	1.4	0.0	16.7	6.5
	不明	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (6)社会通念、慣習・しきたり						無回答
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	
全体		236	20.8	50.4	9.3	2.5	1.3	10.6	5.1
性別	男性	95	12.6	51.6	14.7	5.3	2.1	11.6	2.1
	女性	138	26.1	50.7	5.8	0.7	0.7	9.4	6.5
	不明	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

		標本数	問1 社会生活における男女平等 (7)社会全体として見た場合						無回答
			男性の方が非常に優遇されている	どちらかと言えば男性の方が優遇されている	平等である	どちらかと言えば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	わからない	
全体		236	14.4	56.8	9.3	5.1	1.7	8.5	4.2
性別	男性	95	8.4	52.6	16.8	9.5	3.2	7.4	2.1
	女性	138	18.1	60.9	4.3	2.2	0.7	8.7	5.1
	不明	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	33.3

図1 社会生活における男女平等

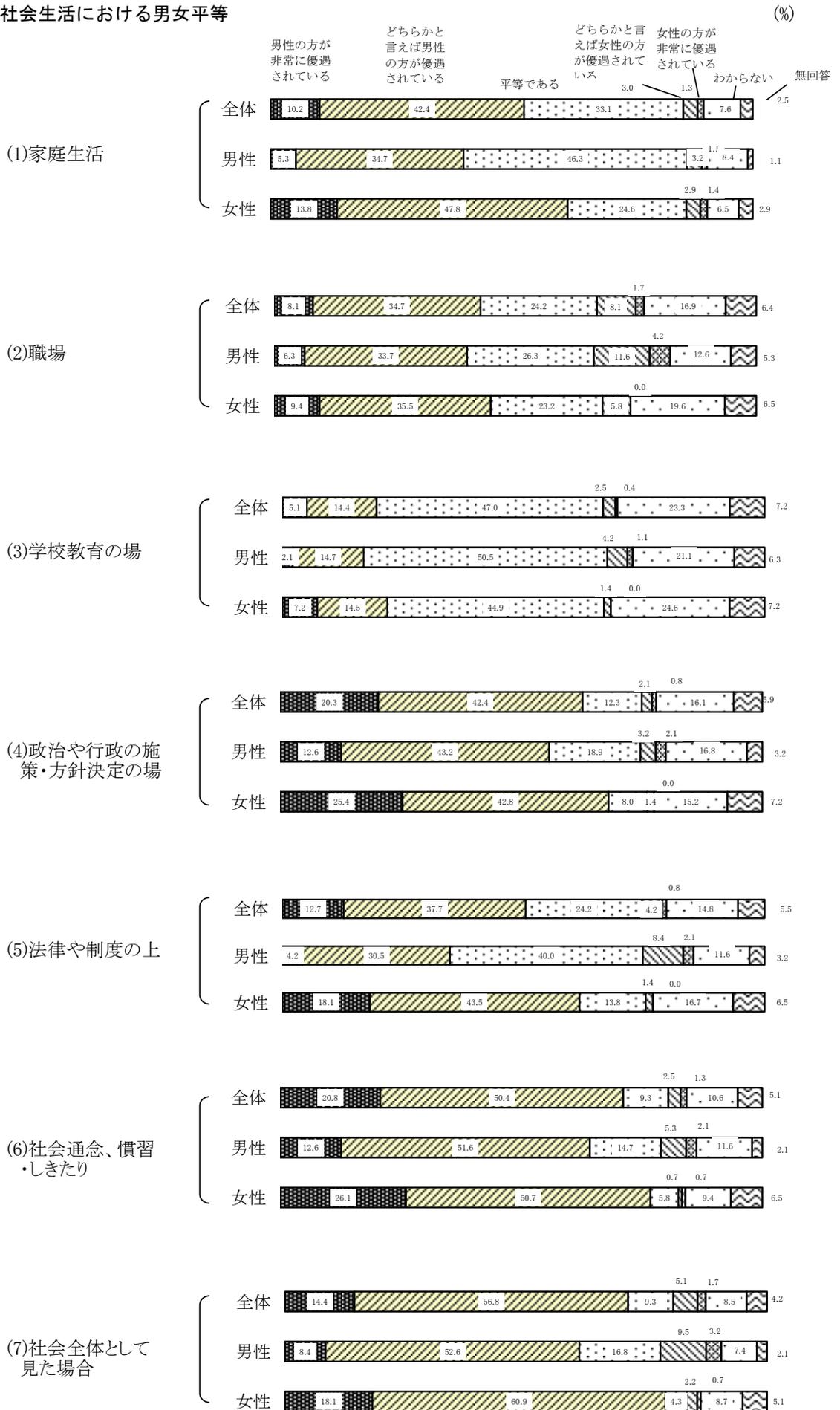


表2 男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと

(%)

		標本数	問2 男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと							わからない	無回答
			法律や制度の見直しによる女性差別の改善	女性への偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善	経済力など女性自身の積極的な力の向上	女性の就業、社会参加の支援施設やサービスの充実	社会的に重要な役職への女性登用制度の採用・充実	その他			
全体		236	10.6	30.1	16.5	21.2	6.8	0.8	11.4	2.5	
性別	男性	95	13.7	32.6	14.7	13.7	8.4	1.1	14.7	1.1	
	女性	138	8.0	28.3	18.1	26.8	5.8	0.7	9.4	2.9	
	不明	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	
年代別	20歳代	11	18.2	27.3	27.3	18.2	0.0	0.0	9.1	0.0	
	30歳代	33	12.1	27.3	9.1	36.4	9.1	0.0	6.1	0.0	
	40歳代	39	5.1	46.2	7.7	20.5	5.1	0.0	12.8	2.6	
	50歳代	52	7.7	32.7	19.2	17.3	9.6	1.9	7.7	3.8	
	60歳代	81	11.1	24.7	23.5	18.5	4.9	1.2	13.6	2.5	
	70歳代	18	22.2	22.2	5.6	22.2	11.1	0.0	16.7	0.0	
	不明	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	

図2 男女があらゆる分野で平等になるために必要なこと

(%)

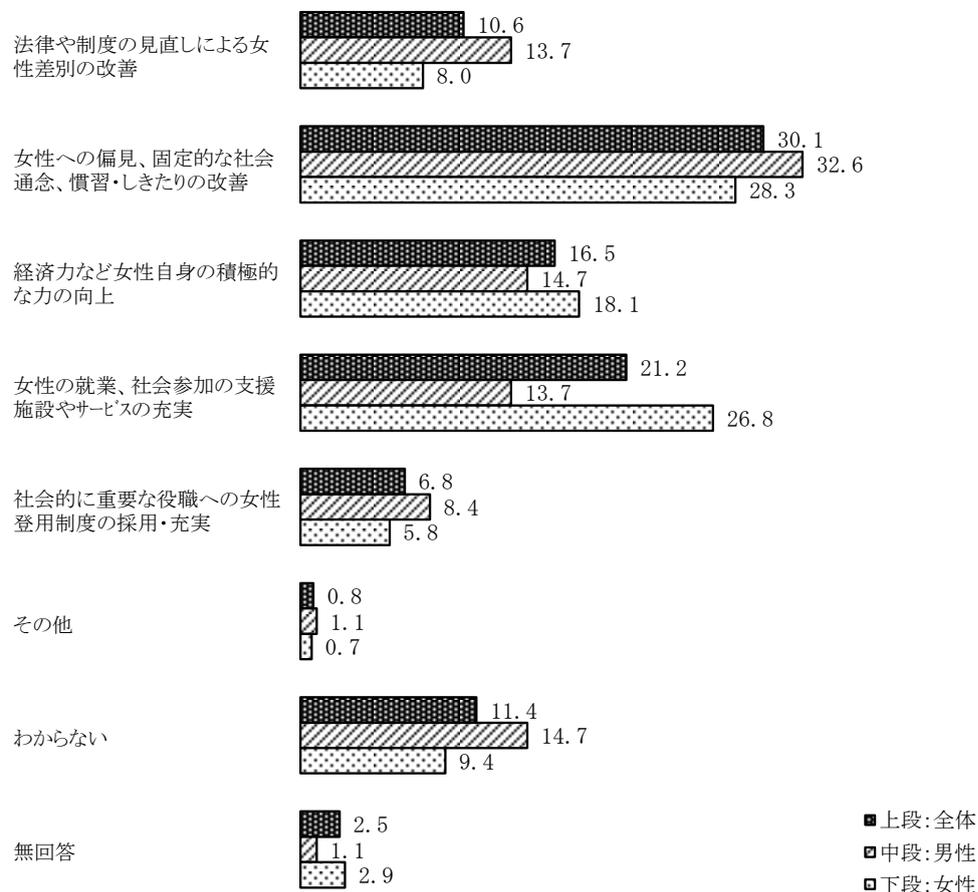




表3(2) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。  
(%)

		標本数	問3(2) 夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである					無回答
			賛成	どちらか といえば 賛成	どちらか といえば 反対	反対	わからない	
全体		236	3.0	18.2	29.7	29.2	16.1	3.8
性別	男性	95	5.3	16.8	32.6	21.1	22.1	2.1
	女性	138	1.4	18.8	28.3	34.8	11.6	5.1
	不明	3	0.0	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0
年代別	20歳代	11	0.0	9.1	27.3	27.3	36.4	0.0
	30歳代	33	3.0	9.1	21.2	45.5	21.2	0.0
	40歳代	39	2.6	15.4	25.6	35.9	20.5	0.0
	50歳代	52	1.9	17.3	30.8	30.8	13.5	5.8
	60歳代	81	3.7	24.7	33.3	22.2	9.9	6.2
	70歳代	18	5.6	22.2	38.9	16.7	11.1	5.6
	不明	2	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0
未既婚別	既婚	190	3.2	17.9	31.1	30.0	13.7	4.2
	離別・死別	16	6.3	18.8	31.3	37.5	6.3	0.0
	未婚	29	0.0	20.7	20.7	20.7	34.5	3.4
	不明	1	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0

図3(2) 結婚や家庭生活に関連した事項について、あなたの考えに近いものはどれですか。

夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである

(%)

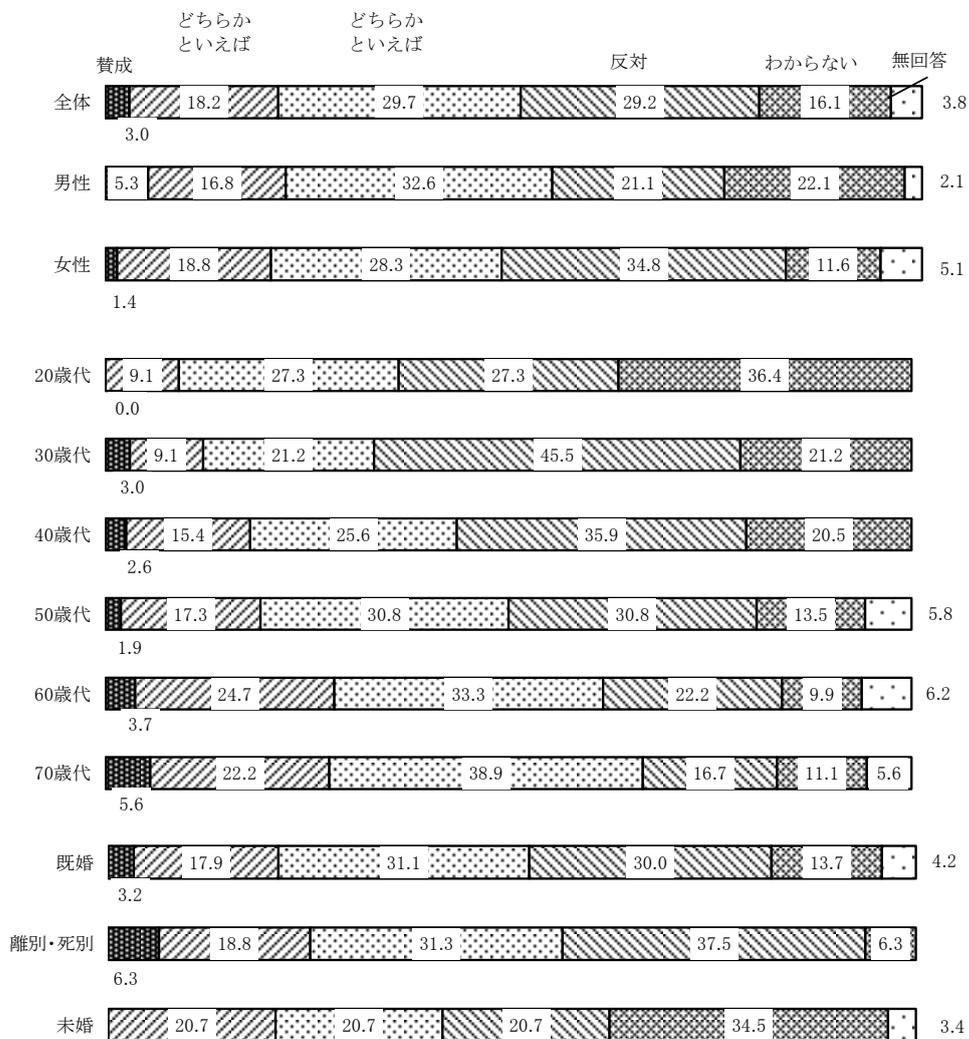


表4 少子化の原因

(%)

		標本数	問4 少子化の原因						
			子育てにかか る経済的 な負担が 大きい	子育てに かかる心 身の負担 が大きい	子育てと 仕事を両 立させる 社会的な 仕組みの 未整備	子どもを 取り巻く 犯罪の発 生など、 子育てし にくい社 会環境	配偶者の 家事・育 児への協 力が得ら れない		
全体		236	59.3	20.3	47.0	3.4	11.4	16.5	
性別	男性	95	61.1	22.1	42.1	1.1	4.2	16.8	
	女性	138	57.2	19.6	51.4	4.3	16.7	15.2	
	不明	3	100.0	0.0	0.0	33.3	0.0	66.7	
年代別	20歳代	11	63.6	36.4	27.3	0.0	9.1	18.2	
	30歳代	33	63.6	21.2	66.7	6.1	6.1	3.0	
	40歳代	39	64.1	35.9	38.5	0.0	12.8	5.1	
	50歳代	52	51.9	25.0	36.5	3.8	13.5	7.7	
	60歳代	81	56.8	8.6	53.1	3.7	13.6	28.4	
	70歳代	18	72.2	16.7	50.0	5.6	5.6	33.3	
	不明	2	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	

		標本数	問4 少子化の原因						
			子どもよ り仕事や 余暇を充 実したい 人が増え た	結婚しな い人が増 えた	結婚年齢 が高く なった	その他	わからな い		
全体		236	24.2	55.1	35.6	2.5	3.0	0.4	
性別	男性	95	26.3	53.7	35.8	3.2	5.3	0.0	
	女性	138	23.2	55.8	35.5	2.2	1.4	0.7	
	不明	3	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	
年代別	20歳代	11	27.3	63.6	36.4	9.1	0.0	0.0	
	30歳代	33	27.3	45.5	42.4	3.0	3.0	0.0	
	40歳代	39	28.2	43.6	38.5	0.0	5.1	0.0	
	50歳代	52	30.8	59.6	38.5	3.8	1.9	0.0	
	60歳代	81	18.5	60.5	32.1	2.5	2.5	1.2	
	70歳代	18	16.7	55.6	27.8	0.0	0.0	0.0	
	不明	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	

図4 少子化の原因

(%)

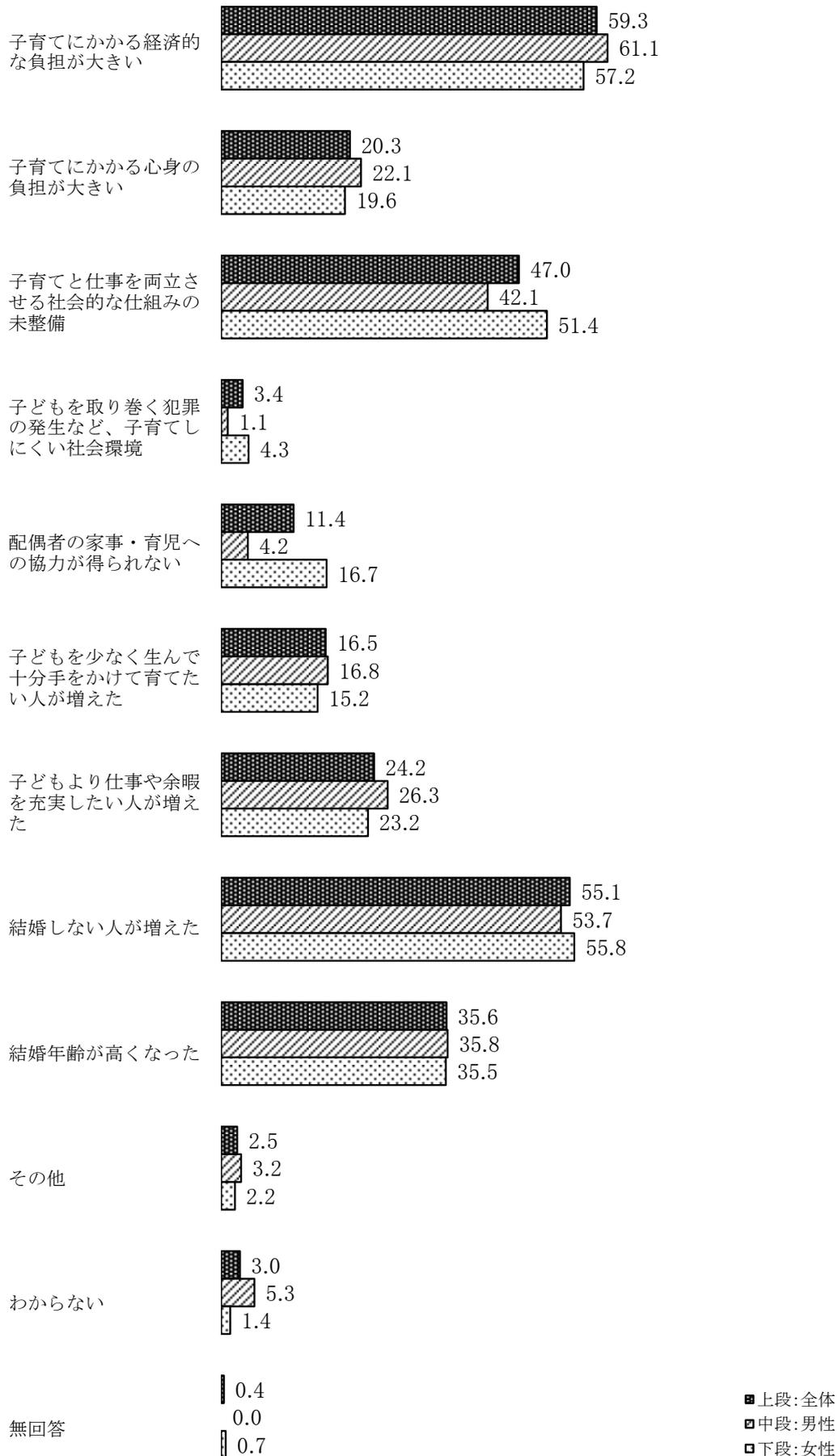


表5 自分の子どもの将来における望ましい生き方

(%)

		標本数	問5 自分の子どもの将来における望ましい生き方									
			社会的な地位を得る	経済的に自立した生活をする	人間性豊かな生活をする	家族や周りの人たちと円満に暮らす	社会に貢献する	本人の個性や能力を生かした生活をする	本人の意思にまかせる	その他	わからない	無回答
全体		236	0.8	30.9	14.4	24.2	2.5	10.2	22.5	0.0	0.8	0.4
性別	男性	95	2.1	23.2	16.8	25.3	3.2	11.6	24.2	0.0	2.1	0.0
	女性	138	0.0	35.5	13.0	23.9	2.2	9.4	21.0	0.0	0.0	0.7
	不明	3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	0.0	9.1	0.0	36.4	9.1	0.0	63.6	0.0	0.0	0.0
	30歳代	33	0.0	18.2	9.1	45.5	3.0	6.1	21.2	0.0	3.0	0.0
	40歳代	39	0.0	41.0	17.9	12.8	2.6	15.4	20.5	0.0	0.0	0.0
	50歳代	52	0.0	25.0	21.2	17.3	1.9	11.5	21.2	0.0	1.9	0.0
	60歳代	81	1.2	39.5	16.0	22.2	2.5	11.1	16.0	0.0	0.0	1.2
	70歳代	18	5.6	27.8	0.0	33.3	0.0	5.6	27.8	0.0	0.0	0.0
	不明	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0

図5 自分の子どもの将来における望ましい生き方

(%)

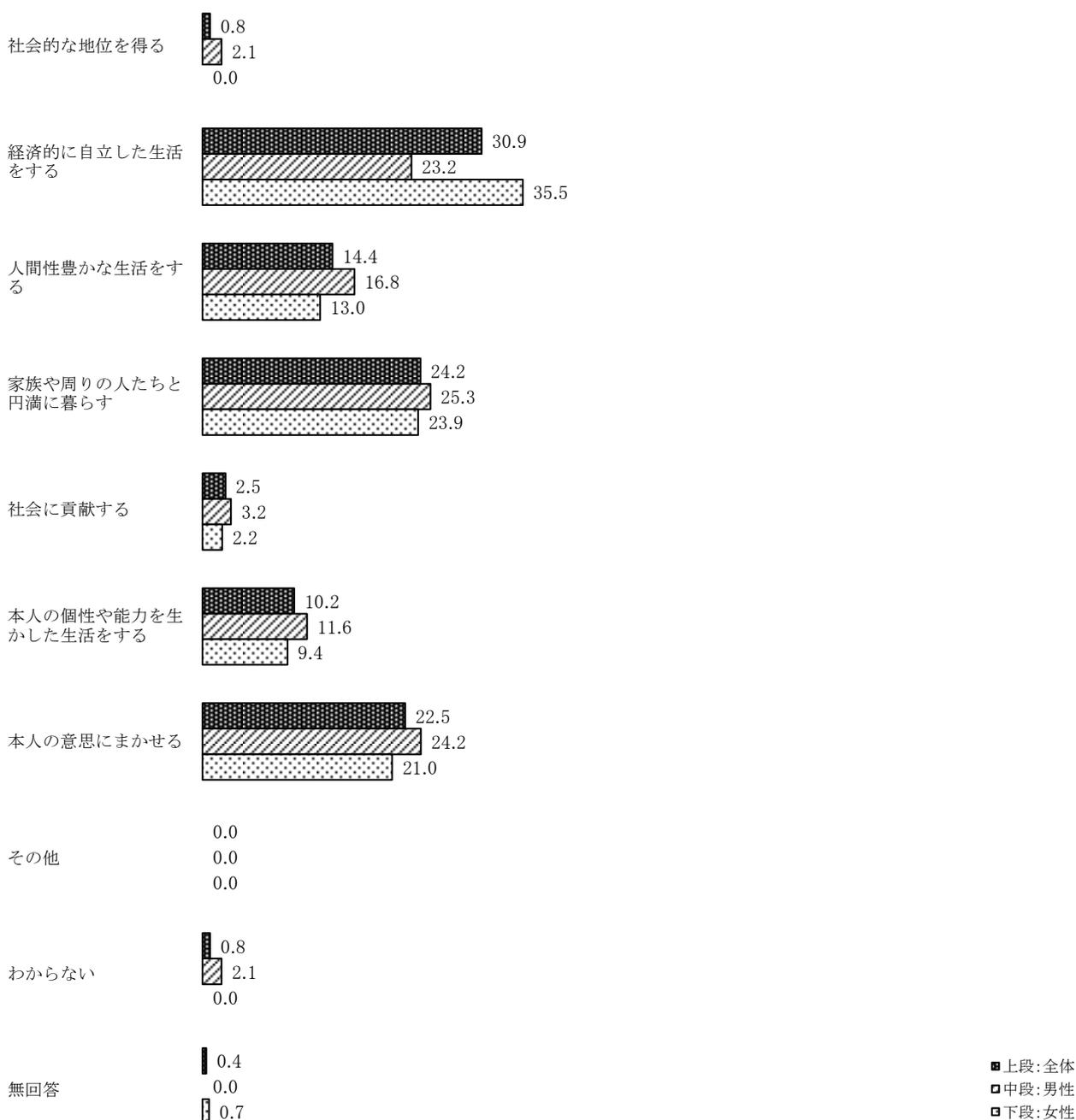


表 6 (1) 自分の子どもに受けさせたい教育の程度 (女の子の場合)

(%)

		標本数	問 6 (1) 自分の子どもに受けさせたい教育の程度 (女の子の場合)								
			中学校ま で	高等学校 まで	専門・専 修学校ま で	短期大学 まで	大学まで	大学院ま で	本人の意 思にまか せる	その他	無回答
全体		236	0.8	5.9	8.9	4.7	29.7	0.0	48.7	0.0	1.3
性別	男性	95	1.1	6.3	5.3	7.4	28.4	0.0	50.5	0.0	1.1
	女性	138	0.7	5.8	10.9	2.9	30.4	0.0	47.8	0.0	1.4
	不明	3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	0.0	0.0	0.0	0.0	27.3	0.0	72.7	0.0	0.0
	30歳代	33	0.0	3.0	3.0	3.0	33.3	0.0	57.6	0.0	0.0
	40歳代	39	0.0	7.7	2.6	5.1	33.3	0.0	48.7	0.0	2.6
	50歳代	52	3.8	5.8	11.5	7.7	25.0	0.0	46.2	0.0	0.0
	60歳代	81	0.0	6.2	11.1	2.5	32.1	0.0	45.7	0.0	2.5
	70歳代	18	0.0	5.6	22.2	11.1	22.2	0.0	38.9	0.0	0.0
	不明	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0

図 6 (1) 自分の子どもに受けさせたい教育の程度 (女の子の場合)

(%)

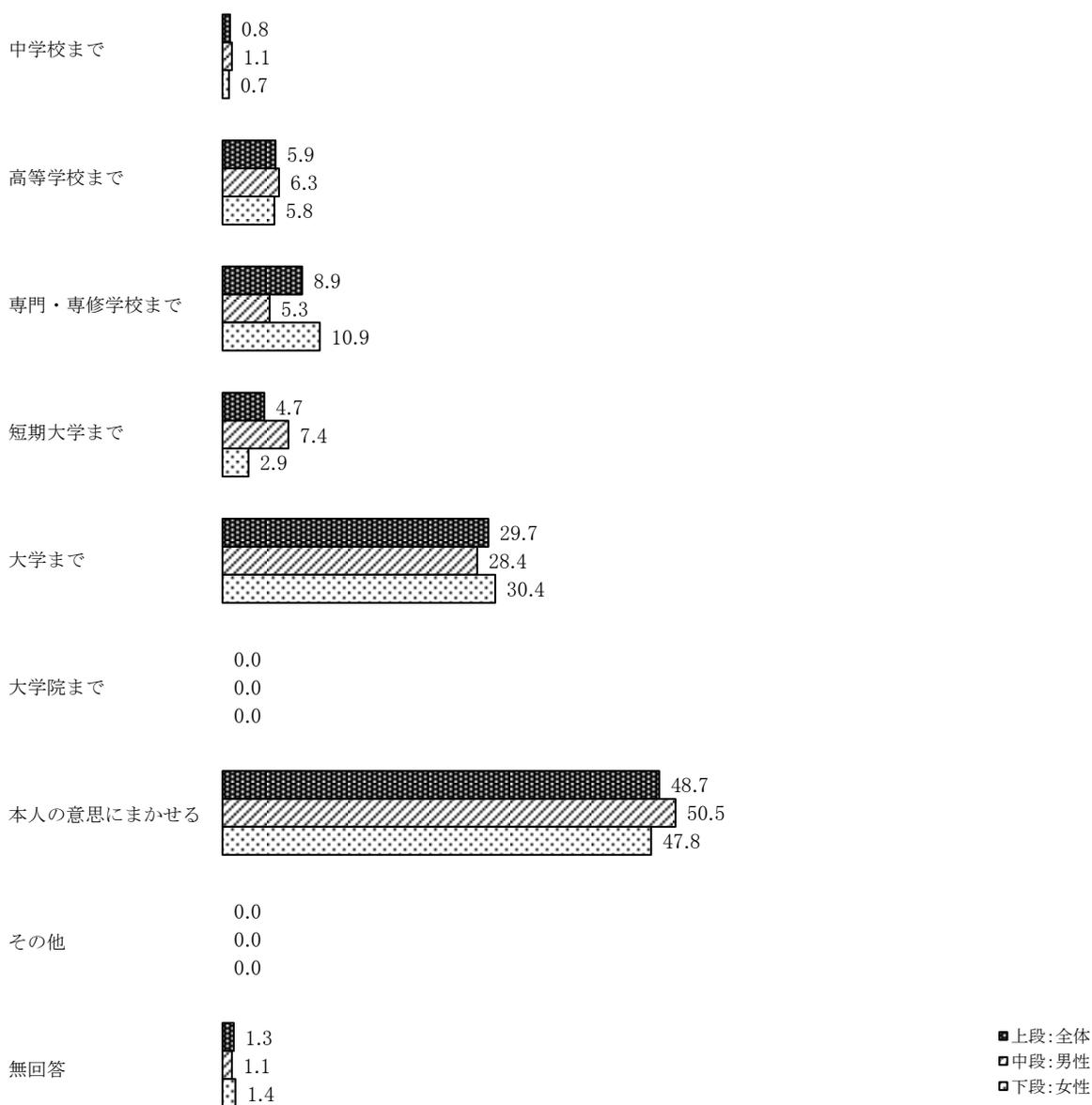


表6(2) 自分の子どもに受けさせたい教育の程度(男の子の場合)

(%)

		標本数	問6(2) 自分の子どもに受けさせたい教育の程度(男の子の場合)								
			中学校まで	高等学校まで	専門・専修学校まで	短期大学まで	大学まで	大学院まで	本人の意思にまかせる	その他	無回答
全体		236	0.4	3.8	5.1	0.8	39.8	1.3	47.0	0.4	1.3
性別	男性	95	1.1	4.2	3.2	0.0	37.9	1.1	52.6	0.0	0.0
	女性	138	0.0	3.6	5.8	1.4	41.3	1.4	43.5	0.7	2.2
	不明	3	0.0	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	0.0	0.0	0.0	0.0	18.2	0.0	81.8	0.0	0.0
	30歳代	33	0.0	3.0	0.0	3.0	48.5	0.0	42.4	3.0	0.0
	40歳代	39	0.0	7.7	5.1	0.0	38.5	0.0	48.7	0.0	0.0
	50歳代	52	1.9	3.8	5.8	1.9	36.5	3.8	44.2	0.0	1.9
	60歳代	81	0.0	2.5	7.4	0.0	39.5	1.2	46.9	0.0	2.5
	70歳代	18	0.0	0.0	5.6	0.0	55.6	0.0	38.9	0.0	0.0
	不明	2	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0

図6(2) 自分の子どもに受けさせたい教育の程度(男の子の場合)

(%)

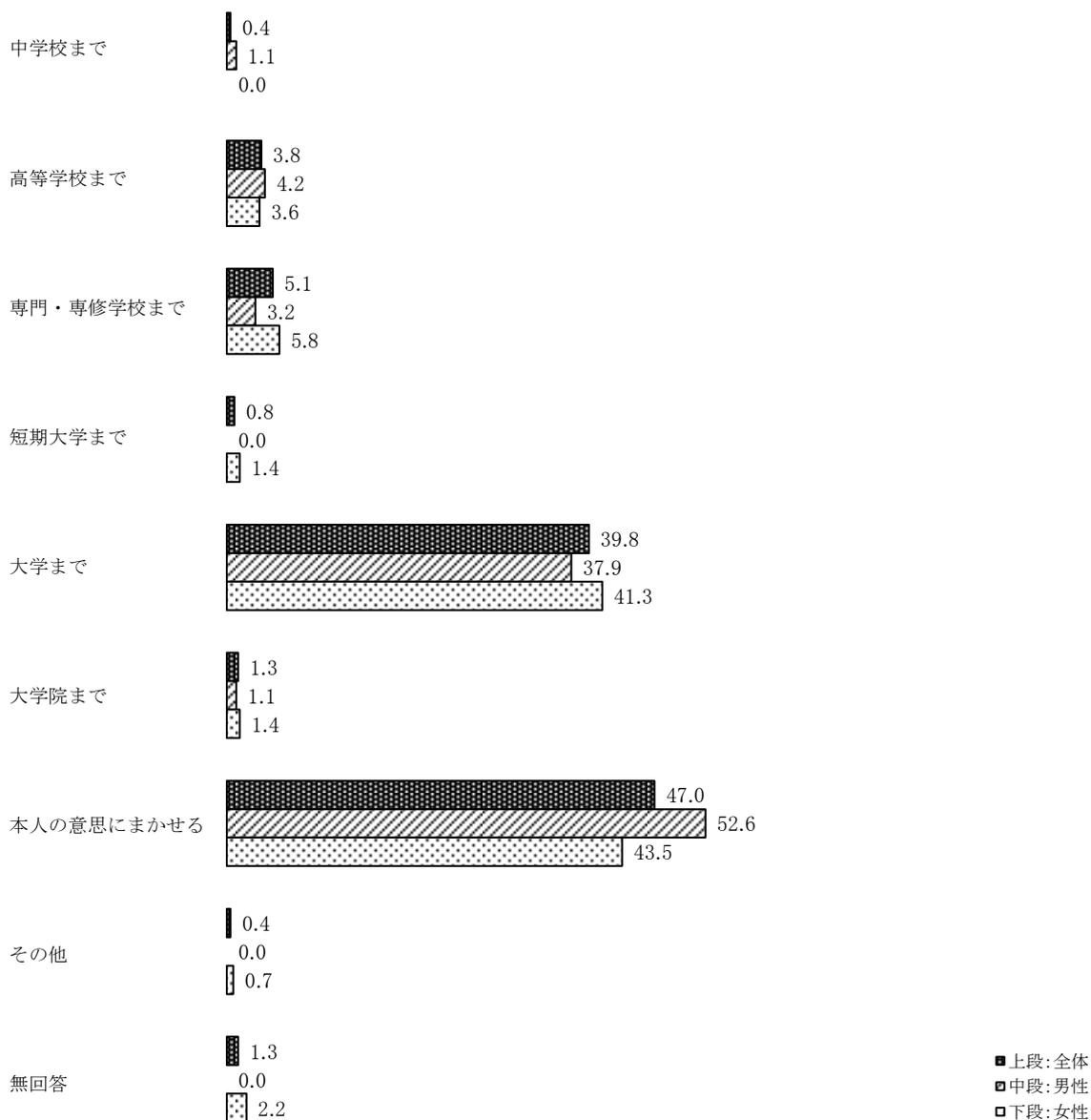


表7(1) 家庭内での役割分担

(%)

		標本数	問7 (1)食料品等の買い物							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	2.1	1.1	11.1	16.8	67.9	0.5	0.0	0.5
性別	男性	76	3.9	2.6	11.8	14.5	67.1	0.0	0.0	0.0
	女性	112	0.9	0.0	10.7	17.0	69.6	0.9	0.0	0.9
	不明	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (2)食事のしたく							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	0.5	1.6	5.8	14.7	75.3	1.1	0.0	1.1
性別	男性	76	1.3	3.9	5.3	10.5	77.6	1.3	0.0	0.0
	女性	112	0.0	0.0	6.3	16.1	75.0	0.9	0.0	1.8
	不明	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (3)食後の片付け							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	1.6	2.1	8.4	18.4	67.4	1.6	0.0	0.5
性別	男性	76	2.6	1.3	11.8	26.3	55.3	2.6	0.0	0.0
	女性	112	0.9	2.7	6.3	12.5	75.9	0.9	0.0	0.9
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (4)掃除							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	0.5	2.6	12.1	20.5	62.6	0.5	0.0	1.1
性別	男性	76	1.3	3.9	19.7	26.3	48.7	0.0	0.0	0.0
	女性	112	0.0	1.8	7.1	16.1	72.3	0.9	0.0	1.8
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (5)洗濯							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	0.5	1.6	13.2	12.6	70.5	1.1	0.0	0.5
性別	男性	76	1.3	1.3	19.7	14.5	61.8	1.3	0.0	0.0
	女性	112	0.0	1.8	8.9	10.7	76.8	0.9	0.0	0.9
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (6)育児							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	0.0	0.5	17.4	23.2	48.9	0.0	3.2	6.8
性別	男性	76	0.0	1.3	23.7	28.9	36.8	0.0	2.6	6.6
	女性	112	0.0	0.0	13.4	18.8	57.1	0.0	3.6	7.1
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (7)子どものしつけ							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	0.5	3.2	28.9	23.2	34.7	0.0	3.2	6.3
性別	男性	76	1.3	6.6	39.5	23.7	21.1	0.0	2.6	5.3
	女性	112	0.0	0.9	22.3	22.3	43.8	0.0	3.6	7.1
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (8)PTA(学校行事等)への参加							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	1.1	3.7	13.2	22.6	46.3	0.0	4.7	8.4
性別	男性	76	1.3	7.9	21.1	22.4	36.8	0.0	2.6	7.9
	女性	112	0.9	0.9	8.0	22.3	52.7	0.0	6.3	8.9
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (9)町内行事への参加							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	7.9	17.4	24.7	12.1	31.1	0.0	2.1	4.7
性別	男性	76	14.5	25.0	27.6	9.2	19.7	0.0	1.3	2.6
	女性	112	3.6	12.5	23.2	12.5	39.3	0.0	2.7	6.3
	不明	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (10)高齢者等の世話・介護							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	1.1	2.1	16.8	21.6	32.1	2.1	15.8	8.4
性別	男性	76	0.0	5.3	25.0	23.7	22.4	1.3	17.1	5.3
	女性	112	1.8	0.0	11.6	19.6	38.4	2.7	15.2	10.7
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0

図7(1) 家庭内での役割分担

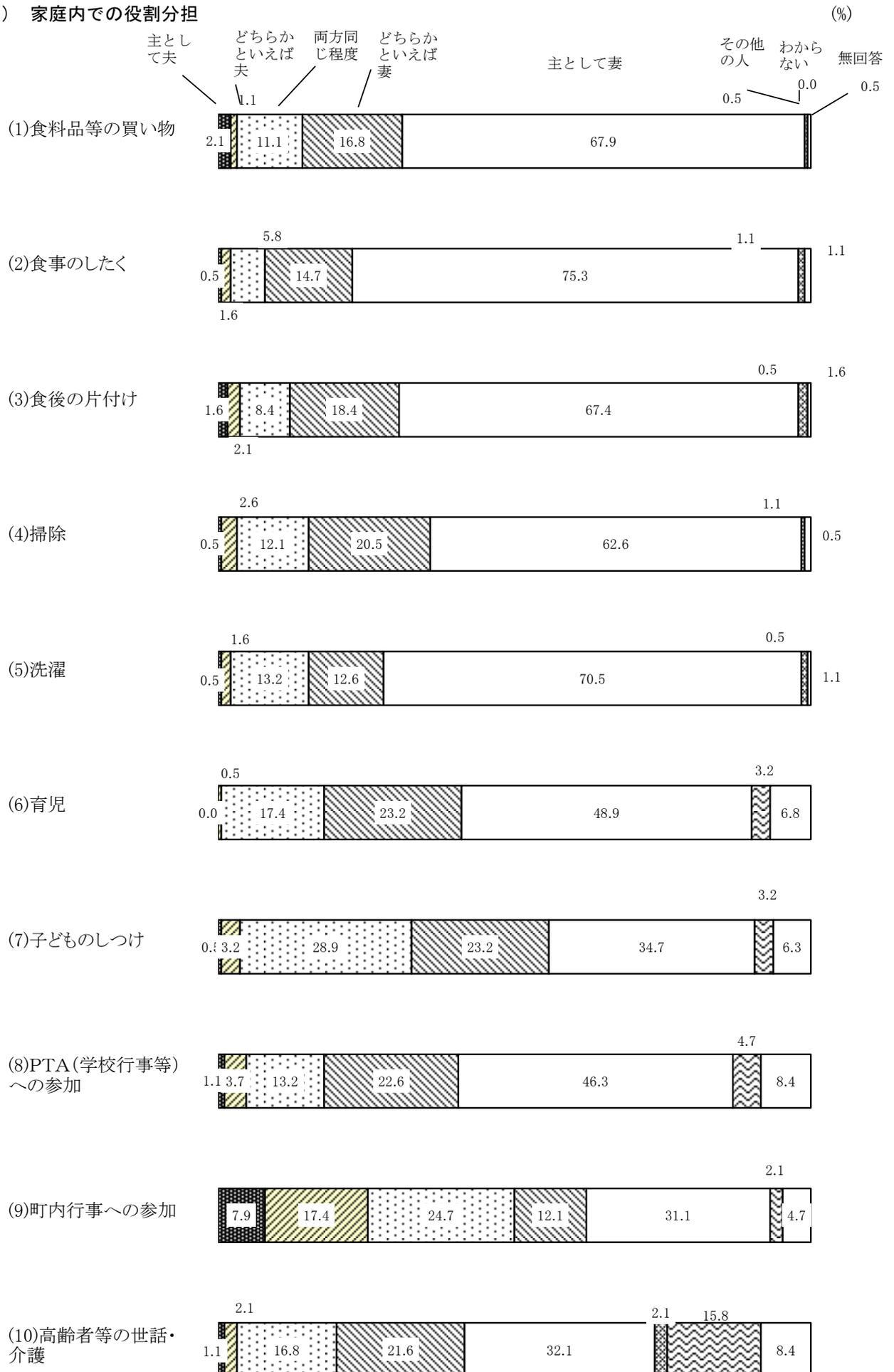


表7(2) 家庭における意思決定

(%)

		標本数	問7 (1)家計費の管理							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	3.7	2.6	13.7	19.5	58.4	0.0	0.0	2.1
性別	男性	76	3.9	5.3	11.8	25.0	52.6	0.0	0.0	1.3
	女性	112	3.6	0.9	14.3	15.2	63.4	0.0	0.0	2.7
	不明	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (2)子どもの教育方針や進路							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	1.6	8.4	46.3	15.8	15.8	0.0	3.7	8.4
性別	男性	76	1.3	7.9	52.6	21.1	7.9	0.0	2.6	6.6
	女性	112	1.8	8.9	42.9	10.7	21.4	0.0	4.5	9.8
	不明	2	0.0	0.0	0.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (3)貯蓄や投資							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	7.4	10.5	23.7	13.7	36.3	0.0	2.6	5.8
性別	男性	76	7.9	10.5	30.3	11.8	35.5	0.0	1.3	2.6
	女性	112	7.1	10.7	18.8	14.3	37.5	0.0	3.6	8.0
	不明	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (4)土地、家屋の購入							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	24.2	22.6	27.4	3.2	7.4	0.0	11.1	4.2
性別	男性	76	19.7	23.7	31.6	3.9	6.6	0.0	11.8	2.6
	女性	112	27.7	22.3	24.1	1.8	8.0	0.0	10.7	5.4
	不明	2	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

		標本数	問7 (5)家庭における全体的な実権							無回答
			主として夫	どちらかといえば夫	両方同じ程度	どちらかといえば妻	主として妻	その他の人	わからない	
全体		190	23.7	25.8	28.4	5.8	11.1	0.0	2.6	2.6
性別	男性	76	18.4	26.3	34.2	6.6	10.5	0.0	2.6	1.3
	女性	112	26.8	25.9	25.0	4.5	11.6	0.0	2.7	3.6
	不明	2	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図7(2) 家庭における意思決定

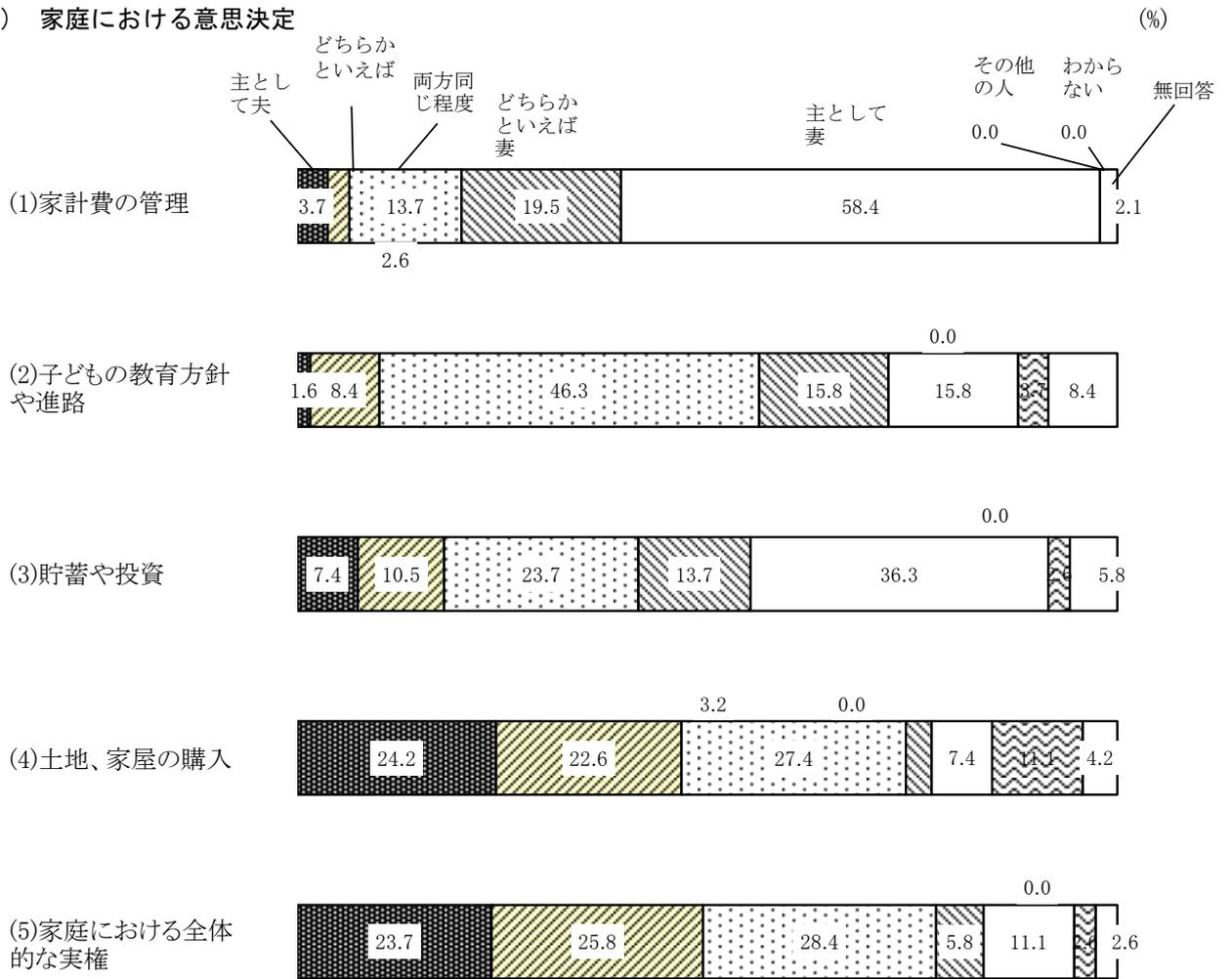


表 8 (1) 仕事、家庭、地域活動への女性が関わるのが望ましいと思うもの

(%)

		標本数	問 8 (1) 仕事、家庭、地域活動への女性が関わるのが望ましいもの						
			仕事に専念する	仕事を優先させる	同じように両立させる	家庭生活又は地域活動を優先させる	家庭生活又は地域活動に専念する	わからない	無回答
全体		236	1.7	28.4	30.1	20.8	4.7	13.1	0.8
性別	男性	95	3.2	29.5	28.4	23.2	6.3	9.5	0.0
	女性	138	0.7	27.5	31.9	19.6	3.6	15.2	1.4
	不明	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	33.3	0.0

図 8 (1) 仕事、家庭、地域活動への女性の望ましい関わり方

(%)

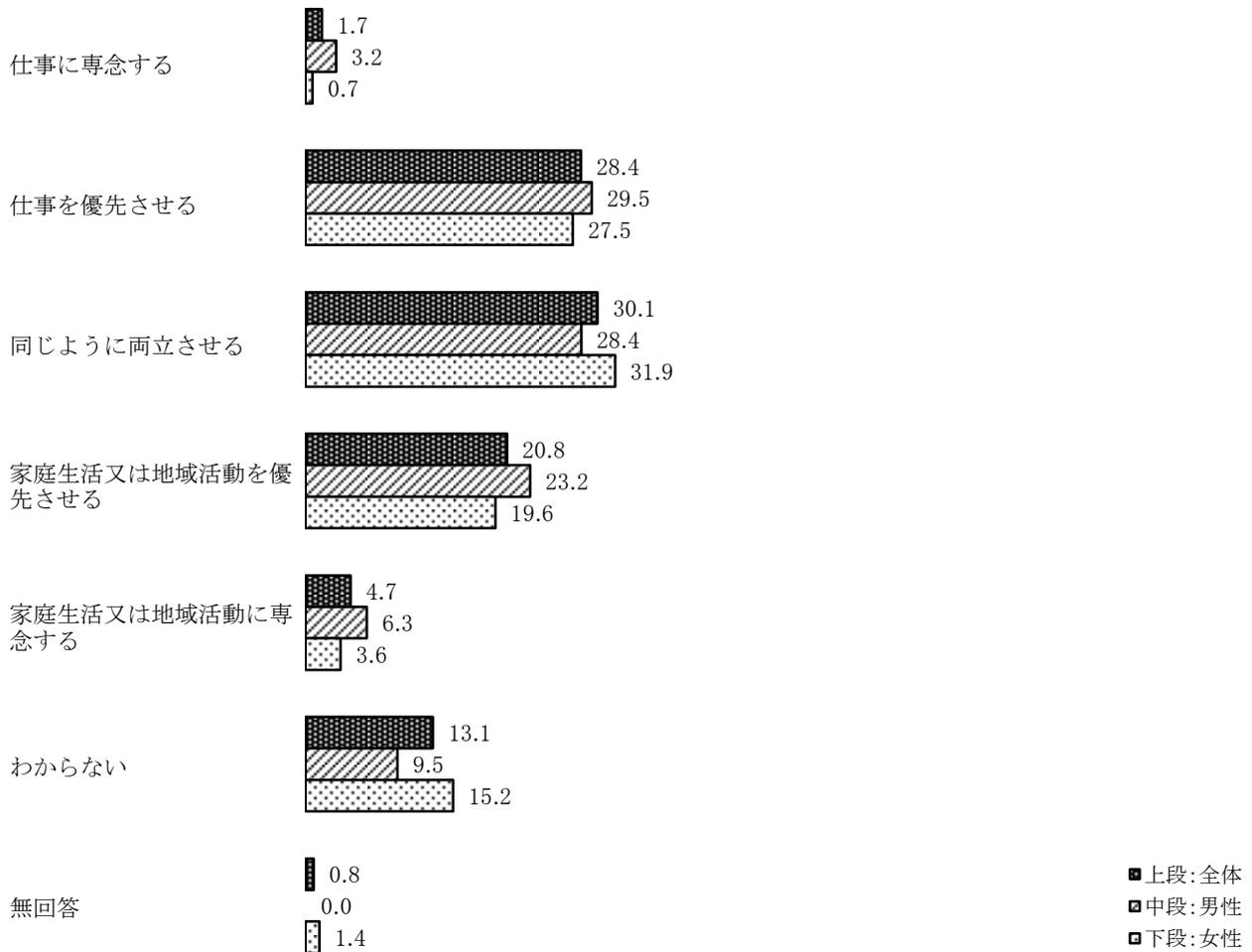


表 8 (2) 仕事、家庭、地域活動への男性が関わるのが望ましいと思うもの

(%)

		標本数	問 8 (2) 仕事、家庭、地域活動への男性が関わるのが望ましいもの						
			仕事に専念する	仕事を優先させる	同じように両立させる	家庭生活又は地域活動を優先させる	家庭生活又は地域活動に専念する	わからない	無回答
全体		236	8.9	53.0	26.3	3.4	0.0	6.8	1.3
性別	男性	95	10.5	51.6	25.3	6.3	0.0	6.3	0.0
	女性	138	8.0	53.6	27.5	1.4	0.0	7.2	2.2
	不明	3	0.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図 8 (2) 仕事、家庭、地域活動への男性の望ましい関わり方

(%)

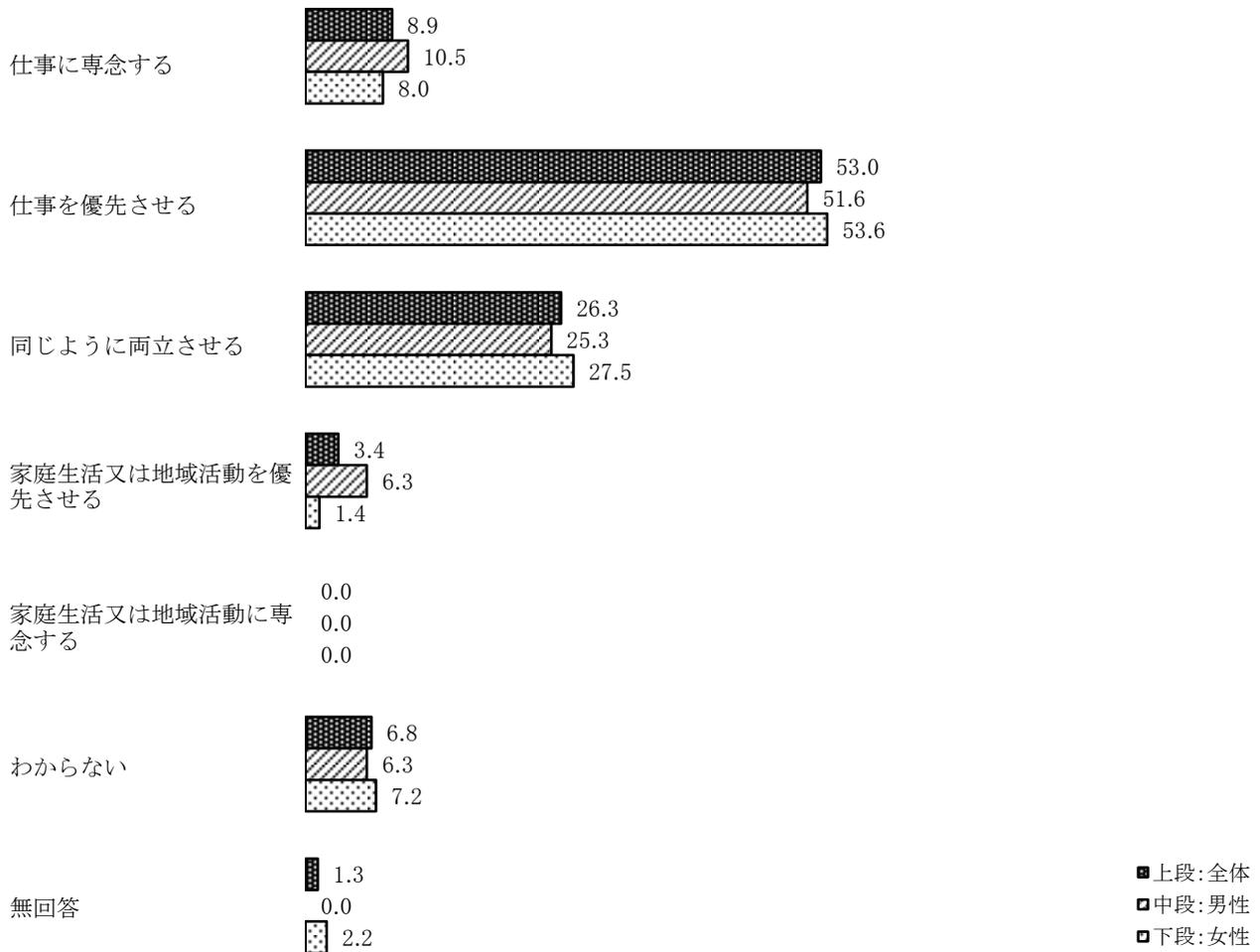


表9 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと

(%)

		標本数	問9 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと						
			男性自身の抵抗感をなくす	男性の参加に対する女性の抵抗感をなくす	夫婦や家族間でのコミュニケーションの充実	まわりの人が夫婦の役割分担等について当事者の考え方を尊重	社会における男性による家事等の活動に対する評価の向上	労働時間短縮や休暇制度の普及による余暇時間の確保	男性への啓発や情報提供
全体		236	44.9	12.3	59.7	30.5	33.9	32.6	25.0
性別	男性	95	44.2	14.7	64.2	27.4	25.3	33.7	23.2
	女性	138	45.7	10.9	57.2	31.9	39.9	31.9	26.1
	不明	3	33.3	0.0	33.3	66.7	33.3	33.3	33.3
年代別	20歳代	11	27.3	18.2	45.5	18.2	36.4	36.4	27.3
	30歳代	33	60.6	18.2	69.7	33.3	54.5	51.5	30.3
	40歳代	39	43.6	7.7	56.4	33.3	25.6	38.5	7.7
	50歳代	52	28.8	5.8	51.9	17.3	36.5	28.8	23.1
	60歳代	81	51.9	12.3	59.3	35.8	24.7	24.7	29.6
	70歳代	18	44.4	27.8	88.9	38.9	44.4	33.3	33.3
	不明	2	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0	50.0

		標本数	問9 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと					無回答
			地方公共団体の研修等による男性の家事等の技能向上	仲間（ネットワーク）作りの推進	男性が相談しやすい窓口を設ける	その他	特に必要なことはない	
全体		236	9.7	15.7	14.8	1.7	6.8	1.3
性別	男性	95	9.5	12.6	14.7	1.1	11.6	1.1
	女性	138	10.1	17.4	15.2	2.2	3.6	1.4
	不明	3	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	0.0	9.1	18.2	0.0	18.2	0.0
	30歳代	33	6.1	27.3	18.2	0.0	6.1	0.0
	40歳代	39	2.6	2.6	12.8	7.7	2.6	0.0
	50歳代	52	9.6	17.3	11.5	0.0	15.4	0.0
	60歳代	81	12.3	13.6	14.8	1.2	3.7	3.7
	70歳代	18	22.2	27.8	22.2	0.0	0.0	5.6
	不明	2	50.0	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0

図9 男性が家事、子育て、介護、地域活動に参加するために必要なこと。

(%)

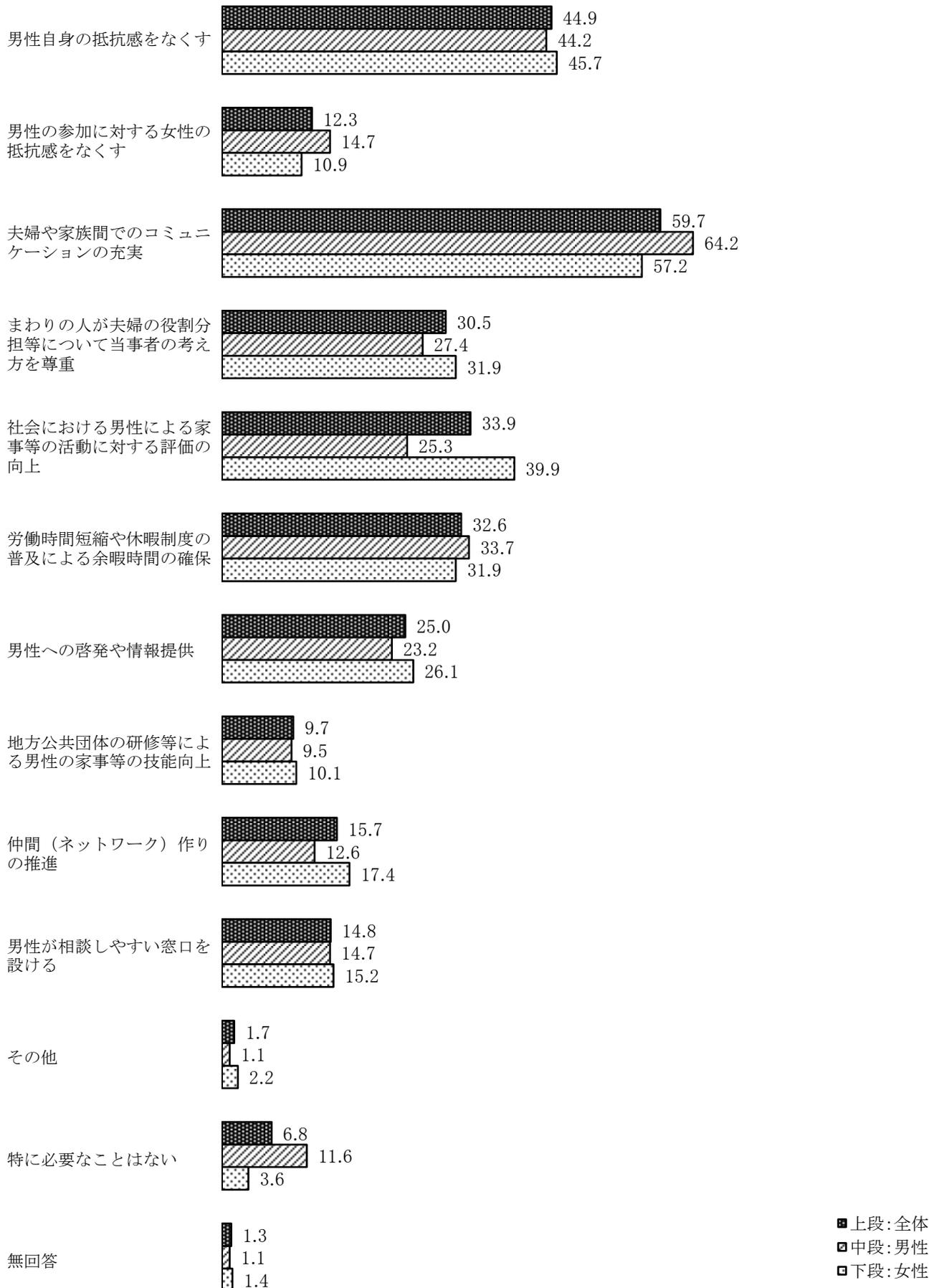


表10 女性が職業をもつことに対する考え方

(%)

		標本数	問10 女性が職業をもつことに対する考え方							
			結婚するまでは、職業を持つ方がよい	子供ができるまでは、職業をもつ方がよい	子供ができて、ずっと職業を続ける方がよい	子どもができたなら職業をやめ、大きくなったら再び職業をもつ方がよい	女性は職業をもたない方がよい	その他	わからない	無回答
全体		236	2.5	5.9	40.3	39.8	0.0	4.2	6.4	0.8
性別	男性	95	3.2	8.4	35.8	37.9	0.0	5.3	8.4	1.1
	女性	138	2.2	4.3	42.8	41.3	0.0	3.6	5.1	0.7
	不明	3	0.0	0.0	66.7	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	0.0	0.0	27.3	45.5	0.0	9.1	18.2	0.0
	30歳代	33	0.0	3.0	63.6	24.2	0.0	0.0	9.1	0.0
	40歳代	39	2.6	5.1	33.3	41.0	0.0	12.8	5.1	0.0
	50歳代	52	3.8	5.8	36.5	44.2	0.0	1.9	5.8	1.9
	60歳代	81	3.7	8.6	38.3	40.7	0.0	2.5	4.9	1.2
	70歳代	18	0.0	5.6	44.4	44.4	0.0	5.6	0.0	0.0
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	0.0

図10 女性が職業をもつことに対する考え方

(%)

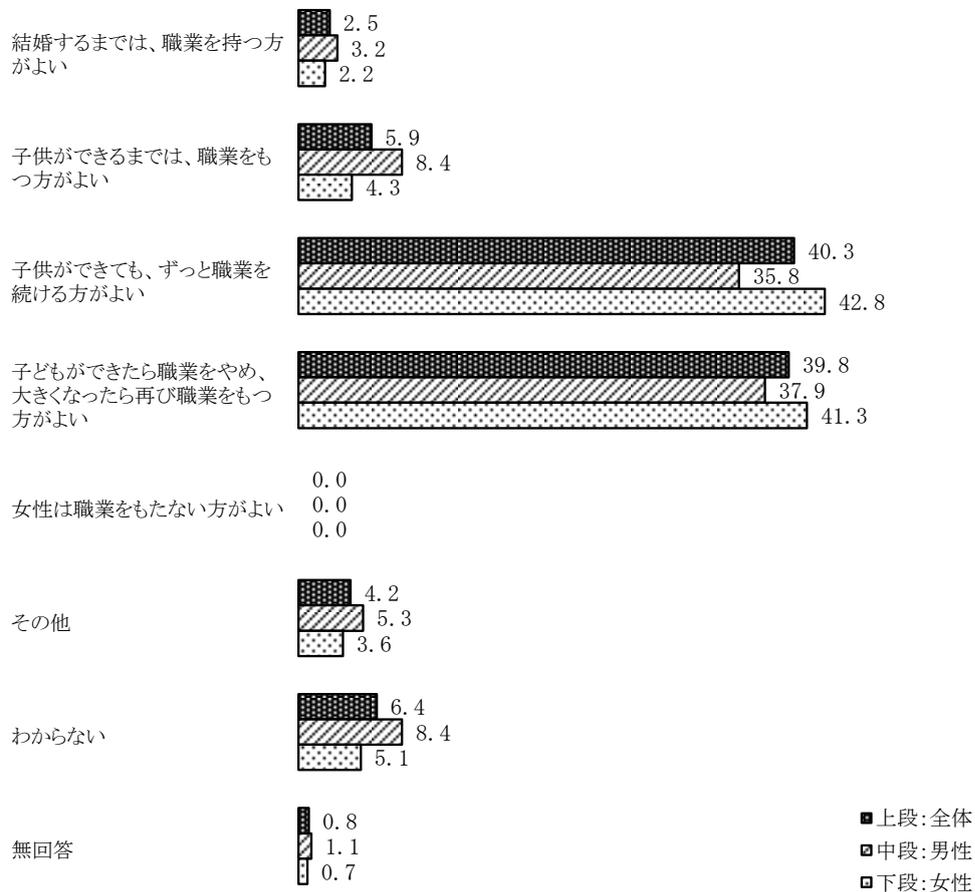


表 1 1 勤務先での性別による仕事や待遇面での差

(%)

		標本数	問 1 1 (1) 募集や採用の条件							無回答
性別			男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	差がない	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	わからない	
	全体	154	7.1	27.9	29.2	2.6	1.3	7.1	13.6	18.2
男性		68	8.8	30.9	29.4	4.4	1.5	5.9	8.8	19.1
女性		85	5.9	25.9	29.4	1.2	1.2	8.2	17.6	16.5
不明		1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

		標本数	問 1 1 (2) 賃金・昇進・昇格							無回答
性別			男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	差がない	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	わからない	
	全体	154	9.1	31.8	27.9	0.0	0.0	5.2	13.6	21.4
男性		68	8.8	33.8	35.3	0.0	0.0	1.5	10.3	19.1
女性		85	9.4	30.6	22.4	0.0	0.0	8.2	16.5	22.4
不明		1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

		標本数	問 1 1 (3) 人事配置							無回答
性別			男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	差がない	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	わからない	
	全体	154	7.8	31.2	24.0	3.9	2.6	3.9	14.9	19.5
男性		68	7.4	26.5	29.4	5.9	5.9	2.9	11.8	17.6
女性		85	8.2	35.3	20.0	2.4	0.0	4.7	17.6	20.0
不明		1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

		標本数	問 1 1 (4) 教育や研修制度							無回答
性別			男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	差がない	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	わからない	
	全体	154	4.5	16.9	47.4	0.6	0.6	5.2	13.0	16.2
男性		68	4.4	13.2	57.4	0.0	0.0	2.9	11.8	14.7
女性		85	4.7	20.0	40.0	1.2	1.2	7.1	14.1	16.5
不明		1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

		標本数	問 1 1 (5) 仕事の内容							無回答
性別			男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	差がない	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	わからない	
	全体	154	5.8	21.4	30.5	7.8	4.5	7.8	12.3	15.6
男性		68	4.4	26.5	26.5	10.3	8.8	1.5	13.2	13.2
女性		85	7.1	17.6	34.1	5.9	1.2	12.9	11.8	16.5
不明		1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

		標本数	問 1 1 (6) 全体的に							無回答
性別			男性の方が非常に優遇されている	どちらかといえば男性の方が優遇されている	差がない	どちらかといえば女性の方が優遇されている	女性の方が非常に優遇されている	どちらともいえない	わからない	
	全体	154	8.4	26.0	27.9	3.9	1.9	7.8	13.0	19.5
男性		68	5.9	35.3	25.0	4.4	2.9	2.9	13.2	16.2
女性		85	10.6	18.8	30.6	3.5	1.2	11.8	12.9	21.2
不明		1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	100.0

図 1 1 勤務先での性別による仕事や待遇面での差

(%)

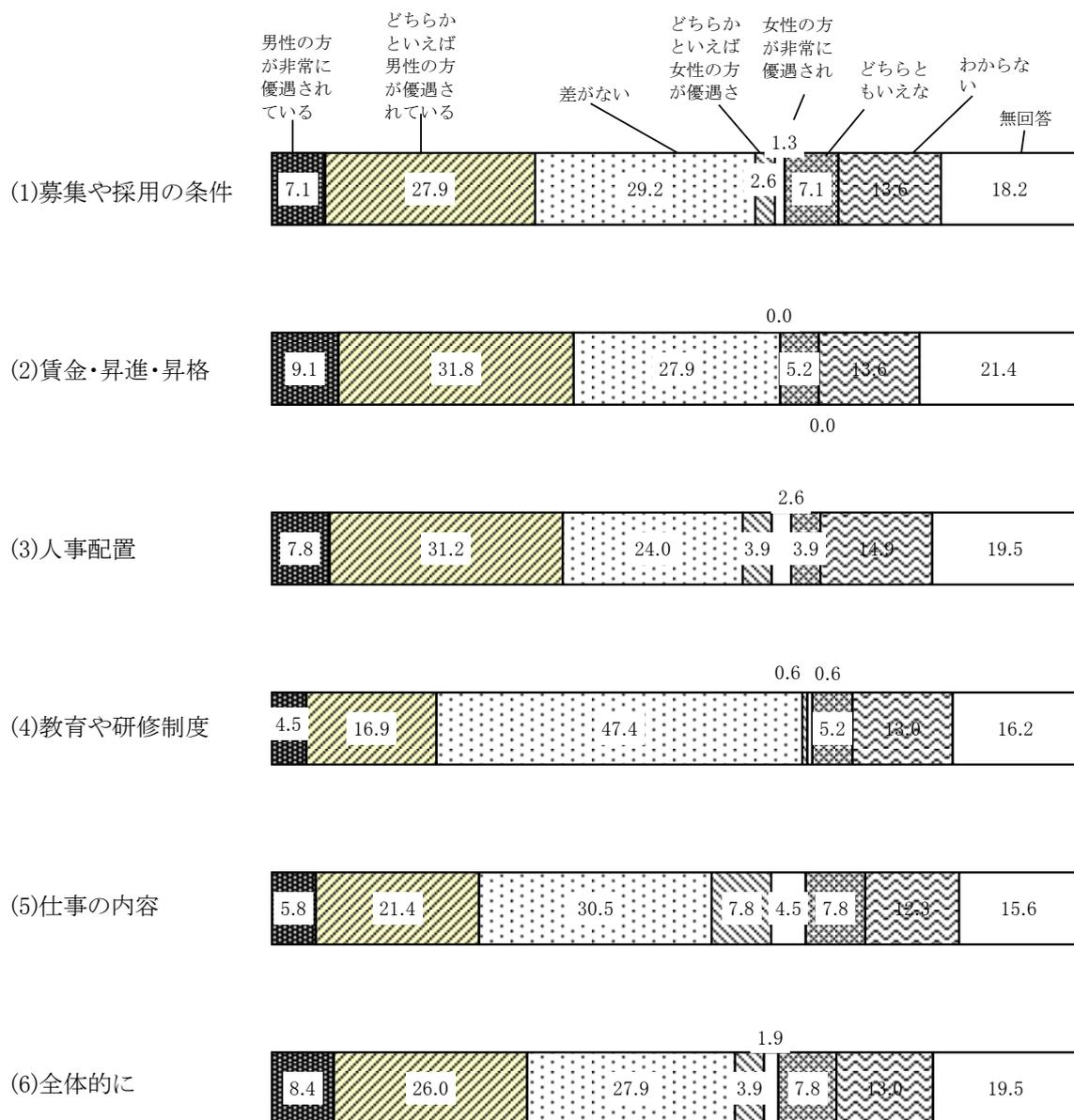


表12-1 現在、働いていない理由

(%)

	標本数	問12-1 現在、働いていない理由						
		適当な仕事が見つからない	自分の能力や技術に自信がない	自分の健康に自信がない	家事や育児がおろそかになる	高齢者や病人の介護がおろそかになる	趣味やボランティア活動等に忙しい	経済的に働く必要がない
全体	50	12.0	8.0	22.0	6.0	8.0	2.0	0.0
年代別								
20歳代	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代	5	0.0	0.0	0.0	40.0	20.0	0.0	0.0
40歳代	6	33.3	33.3	0.0	0.0	16.7	16.7	0.0
50歳代	10	10.0	0.0	40.0	10.0	0.0	0.0	0.0
60歳代	24	8.3	8.3	25.0	0.0	8.3	0.0	0.0
70歳代	4	0.0	0.0	25.0	0.0	0.0	0.0	0.0
不明	0							

	標本数	問12-1 現在、働いていない理由					
		働きたくない	現在、学校に通っている	高齢である	その他	特に理由なし	無回答
全体	50	2.0	0.0	20.0	10.0	4.0	6.0
年代別							
20歳代	1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
30歳代	5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	40.0
40歳代	6	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
50歳代	10	0.0	0.0	0.0	20.0	10.0	10.0
60歳代	24	4.2	0.0	29.2	12.5	4.2	0.0
70歳代	4	0.0	0.0	75.0	0.0	0.0	0.0
不明	0						

図12-1 現在、働いていない理由

(%)

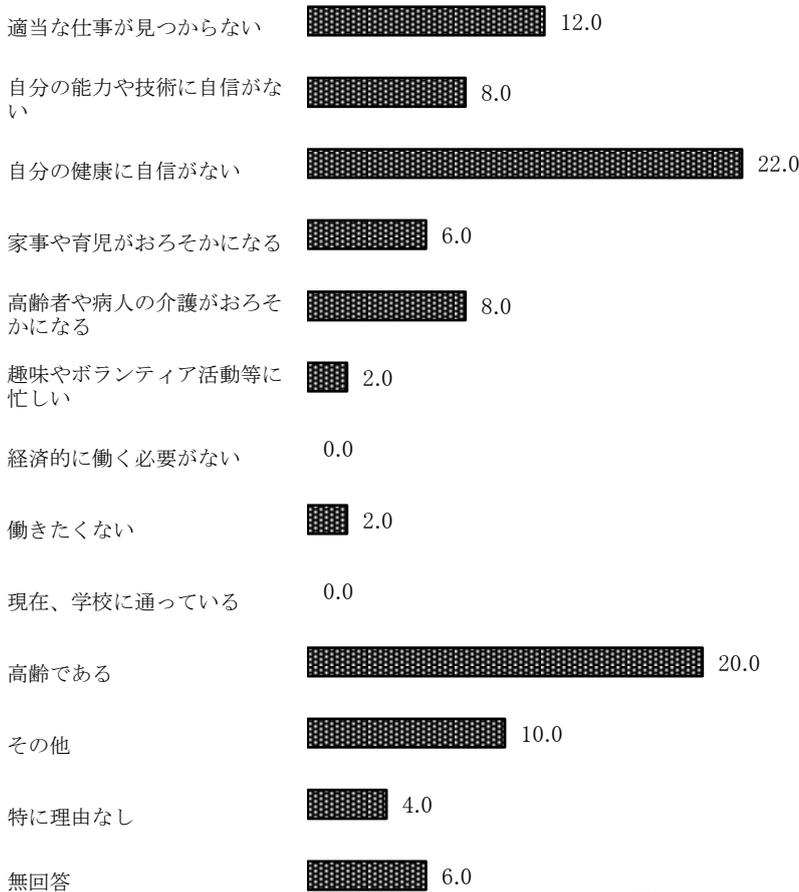


表 1 2 - 2 今後の就労の意向

		標本数	問12-2 今後の就労の意向 (%)				
			すぐにも働きたい	そのうち働きたい	働くつもりはない	わからない	無回答
全体		50	6.0	24.0	34.0	26.0	10.0
年代別	20歳代	1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	30歳代	5	0.0	60.0	0.0	0.0	40.0
	40歳代	6	16.7	66.7	16.7	0.0	0.0
	50歳代	10	0.0	40.0	0.0	40.0	20.0
	60歳代	24	4.2	4.2	54.2	37.5	0.0
	70歳代	4	0.0	0.0	75.0	0.0	25.0
	不明	0					

図 1 2 - 2 今後の就労の意向

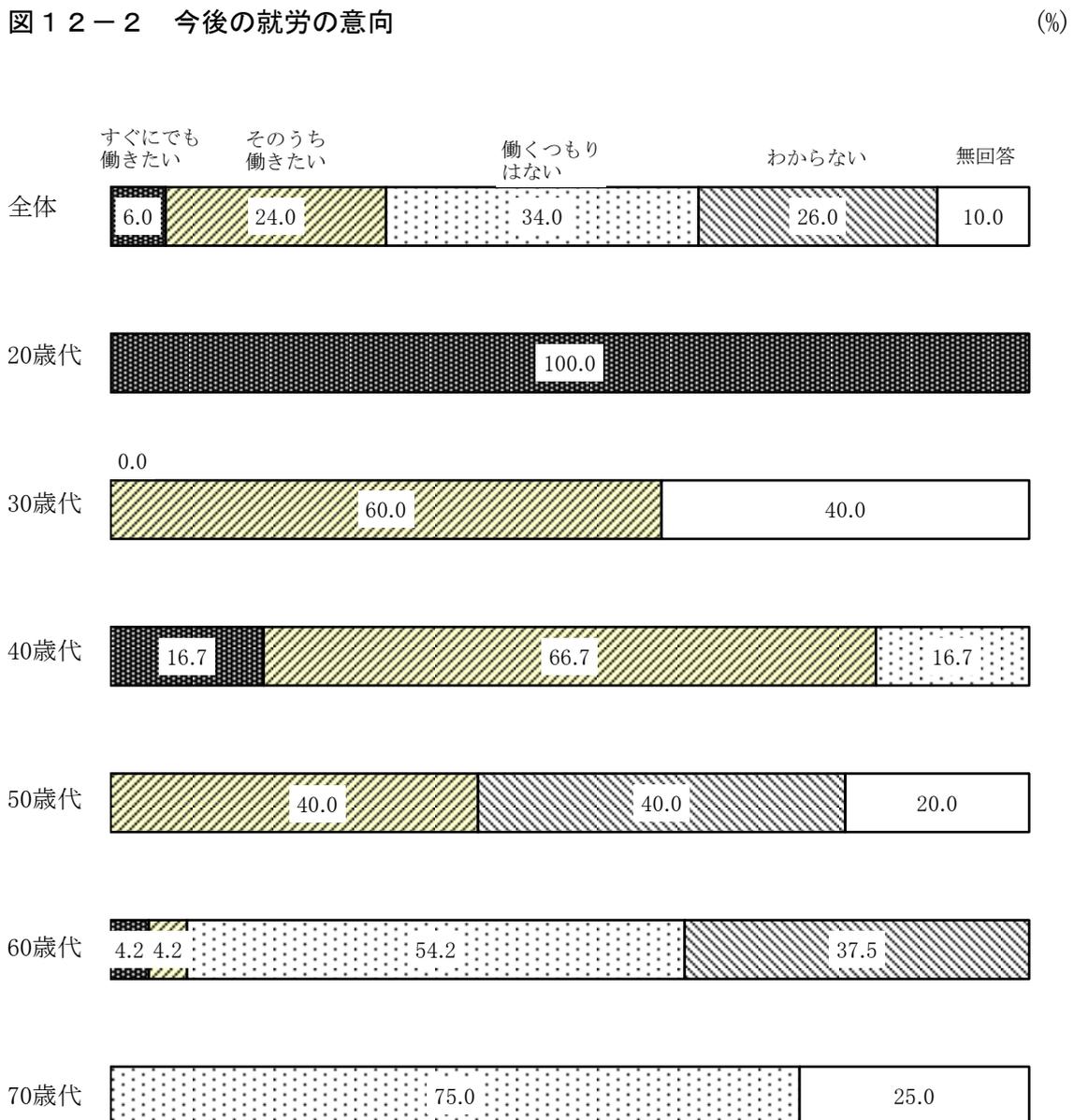


表13 女性が働き続けるために必要なこと

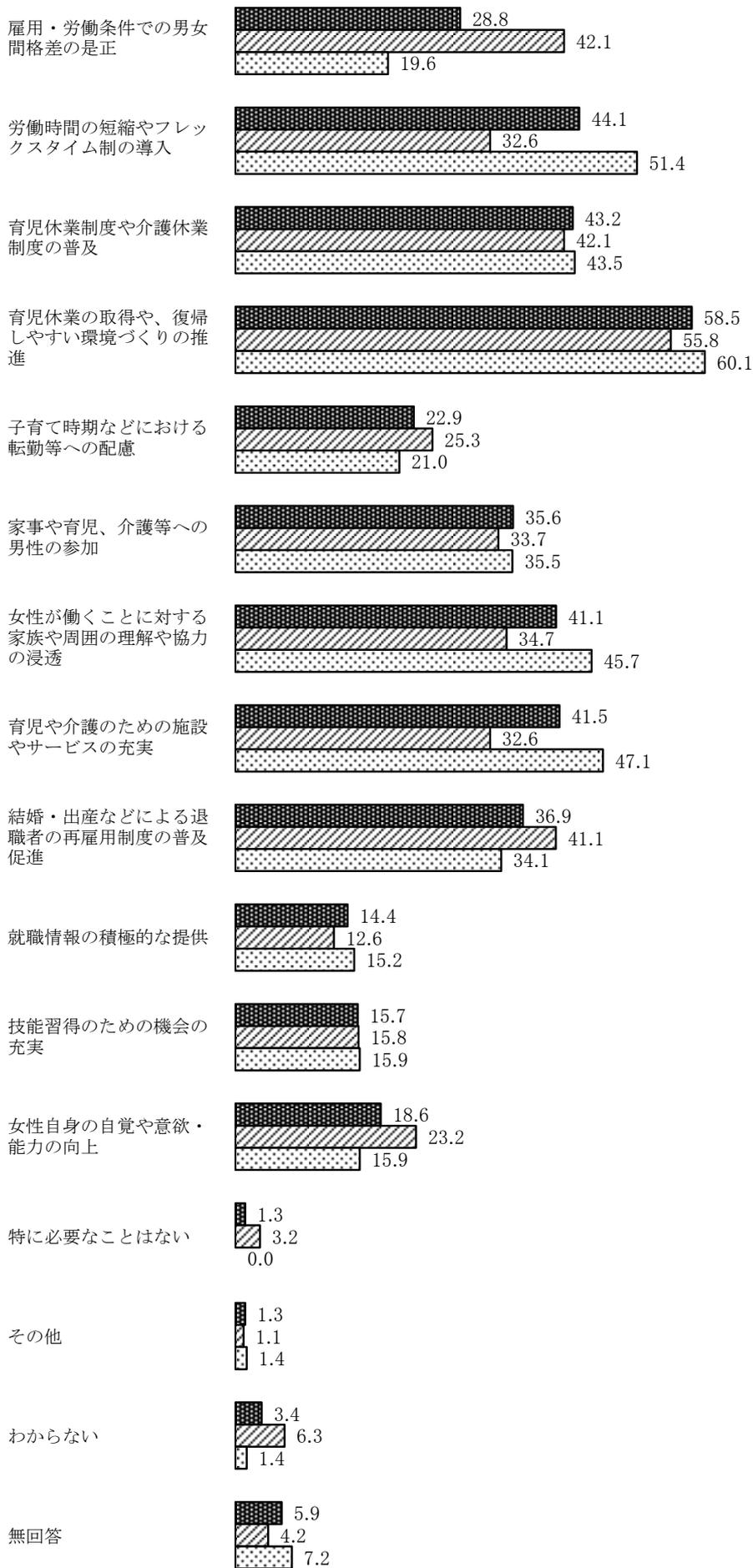
(%)

		標本数	問13 女性が働き続けるために必要なこと							
			雇用・労働条件での男女間格差の是正	労働時間の短縮やフレックスタイム制の導入	育児休業制度や介護休業制度の普及	育児休業の取得や、復帰しやすい環境づくりの推進	子育て時期などにおける転勤等への配慮	家事や育児、介護等への男性の参加	女性が働くことに対する家族や周囲の理解や協力の浸透	育児や介護のための施設やサービスの充実
全体		236	28.8	44.1	43.2	58.5	22.9	35.6	41.1	41.5
性別	男性	95	42.1	32.6	42.1	55.8	25.3	33.7	34.7	32.6
	女性	138	19.6	51.4	43.5	60.1	21.0	35.5	45.7	47.1
	不明	3	33.3	66.7	66.7	66.7	33.3	100.0	33.3	66.7
年代別	20歳代	11	18.2	36.4	45.5	63.6	36.4	36.4	27.3	27.3
	30歳代	33	30.3	54.5	54.5	72.7	24.2	30.3	48.5	57.6
	40歳代	39	20.5	56.4	41.0	53.8	17.9	23.1	38.5	25.6
	50歳代	52	25.0	42.3	42.3	53.8	23.1	46.2	40.4	40.4
	60歳代	81	37.0	37.0	39.5	56.8	17.3	33.3	42.0	44.4
	70歳代	18	27.8	38.9	50.0	66.7	44.4	50.0	38.9	44.4
	不明	2	0.0	50.0	0.0	0.0	50.0	50.0	50.0	50.0

		標本数	問13 女性が働き続けるために必要なこと							
			結婚・出産などによる退職者の再雇用制度の普及促進	就職情報の積極的な提供	技能習得のための機会の充実	女性自身の自覚や意欲・能力の向上	特に必要なことはない	その他	わからない	無回答
全体		236	36.9	14.4	15.7	18.6	1.3	1.3	3.4	5.9
性別	男性	95	41.1	12.6	15.8	23.2	3.2	1.1	6.3	4.2
	女性	138	34.1	15.2	15.9	15.9	0.0	1.4	1.4	7.2
	不明	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	54.5	9.1	9.1	0.0	18.2	0.0	0.0	0.0
	30歳代	33	51.5	24.2	27.3	30.3	3.0	3.0	3.0	0.0
	40歳代	39	20.5	12.8	10.3	10.3	0.0	5.1	2.6	0.0
	50歳代	52	28.8	7.7	15.4	19.2	0.0	0.0	1.9	3.8
	60歳代	81	42.0	13.6	12.3	21.0	0.0	0.0	3.7	11.1
	70歳代	18	38.9	27.8	27.8	16.7	0.0	0.0	5.6	16.7
	不明	2	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

(%)

図 1 3 女性が働き続けるために必要なこと



■上段:全体  
 ■中段:男性  
 □下段:女性

表 1 4 女性が再就職するために必要なこと

(%)

		標本数	問 1 4 女性が再就職するために必要なこと					女性が働くことに 対する家族や周囲 の理解や協力の浸透
			就職情報の積極的 な提供	技能習得 のための 機会の充実	結婚・出 産などに よる退職 者の再雇 用制度の 普及促進	労働時間 の短縮や フレック スタイム 制の導入	採用の年 齢制限の 廃止や緩 和の促進	
全体		236	36.9	28.4	51.7	50.8	45.3	39.8
性別	男性	95	31.6	22.1	60.0	45.3	37.9	33.7
	女性	138	39.9	31.9	46.4	54.3	49.3	44.2
	不明	3	66.7	66.7	33.3	66.7	100.0	33.3
年代別	20歳代	11	36.4	18.2	45.5	36.4	36.4	27.3
	30歳代	33	42.4	36.4	66.7	57.6	51.5	48.5
	40歳代	39	30.8	15.4	33.3	35.9	43.6	43.6
	50歳代	52	36.5	36.5	59.6	55.8	50.0	36.5
	60歳代	81	37.0	24.7	49.4	49.4	43.2	33.3
	70歳代	18	44.4	38.9	61.1	72.2	38.9	61.1
	不明	2	0.0	50.0	0.0	50.0	50.0	50.0

		標本数	問 1 4 女性が再就職するために必要なこと				無回答
			育児や介 護のため の施設や サービス の充実	特に必要 なことは ない	その他	わから ない	
全体		236	49.2	2.5	0.0	3.0	1.3
性別	男性	95	47.4	6.3	0.0	5.3	2.1
	女性	138	50.0	0.0	0.0	1.4	0.7
	不明	3	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	27.3	18.2	0.0	9.1	0.0
	30歳代	33	48.5	3.0	0.0	3.0	0.0
	40歳代	39	38.5	2.6	0.0	0.0	0.0
	50歳代	52	44.2	0.0	0.0	3.8	0.0
	60歳代	81	58.0	2.5	0.0	2.5	3.7
	70歳代	18	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0

図14 女性が再就職するために必要なこと

(%)

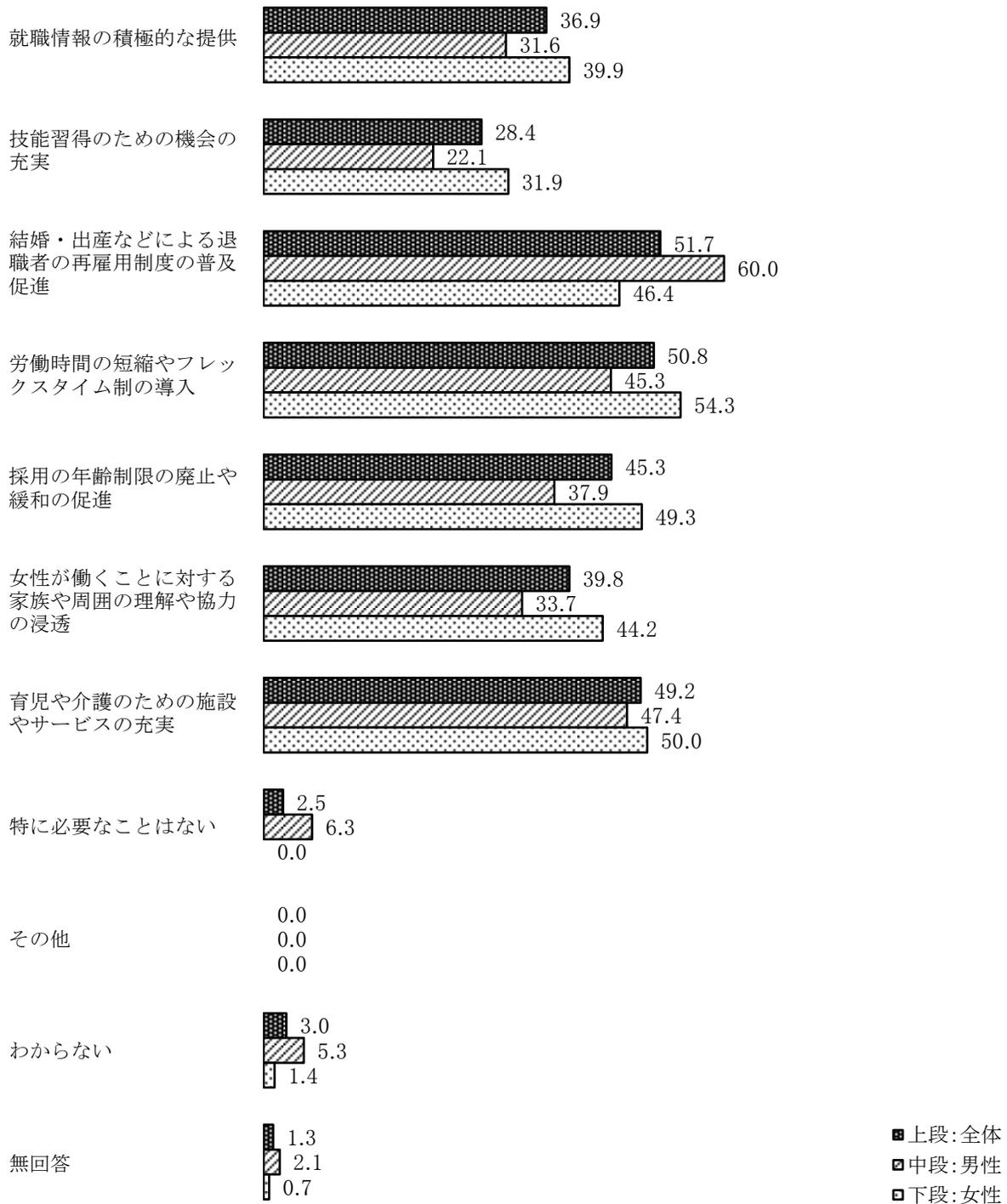


表 15 セクハラ被害に関する経験等

(%)

		標本数	問 1 5 セクハラ被害に関する経験等					無回答
			直接経験 したことが ある	自分のま わりに経 験した（して いる）人が いる	一般的に あること は知って いる	言葉を聞 いたこと はある	言葉を聞 いたこと がない	
全体	236	10.2	10.2	61.4	12.3	2.5	3.4	
性別	男性	95	5.3	13.7	63.2	12.6	1.1	4.2
	女性	138	13.0	8.0	60.9	11.6	3.6	2.9
	不明	3	33.3	0.0	33.3	33.3	0.0	0.0
年代別	20歳代	11	0.0	0.0	81.8	18.2	0.0	0.0
	30歳代	33	15.2	9.1	57.6	15.2	3.0	0.0
	40歳代	39	12.8	10.3	71.8	2.6	2.6	0.0
	50歳代	52	5.8	9.6	71.2	9.6	0.0	3.8
	60歳代	81	11.1	12.3	53.1	16.0	2.5	4.9
	70歳代	18	11.1	11.1	50.0	11.1	5.6	11.1
	不明	2	0.0	0.0	0.0	50.0	50.0	0.0

図 15 セクハラ被害に関する経験等

(%)

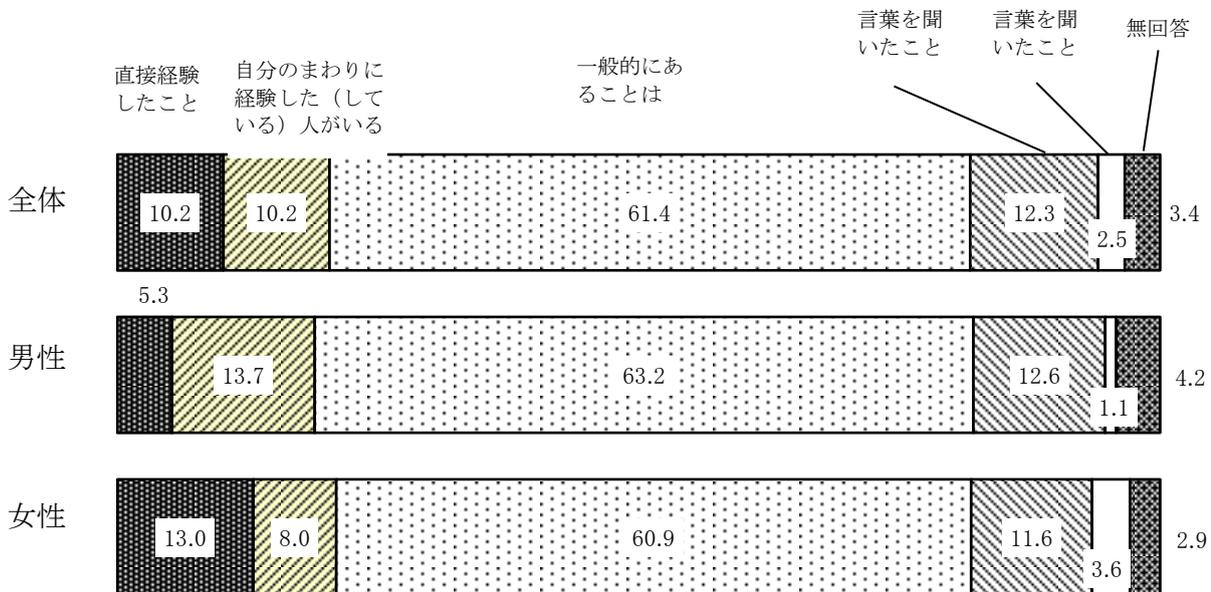


表 1 6 配偶者、恋人からの暴力に関する経験等

(%)

	標本数	問 1 6 配偶者、恋人からの暴力に関する経験等					
		直接経験 したこ と がある	自分のま わりに経 験した (してい る) 人が いる	一般的に あるこ とは知っ ている	言葉を聞 いたこ と はある	言葉を聞 いたこ と がない	無回答
全体	236	8.9	16.5	57.6	9.7	3.4	3.8
性別							
男性	95	1.1	10.5	70.5	9.5	4.2	4.2
女性	138	14.5	20.3	48.6	10.1	2.9	3.6
不明	3	0.0	33.3	66.7	0.0	0.0	0.0
年代別							
20歳代	11	9.1	0.0	72.7	18.2	0.0	0.0
30歳代	33	12.1	36.4	42.4	9.1	0.0	0.0
40歳代	39	10.3	25.6	56.4	5.1	2.6	0.0
50歳代	52	11.5	5.8	69.2	7.7	1.9	3.8
60歳代	81	6.2	16.0	55.6	12.3	3.7	6.2
70歳代	18	5.6	5.6	55.6	11.1	11.1	11.1
不明	2	0.0	0.0	50.0	0.0	50.0	0.0

図 1 6 配偶者、恋人からの暴力に関する経験等

(%)

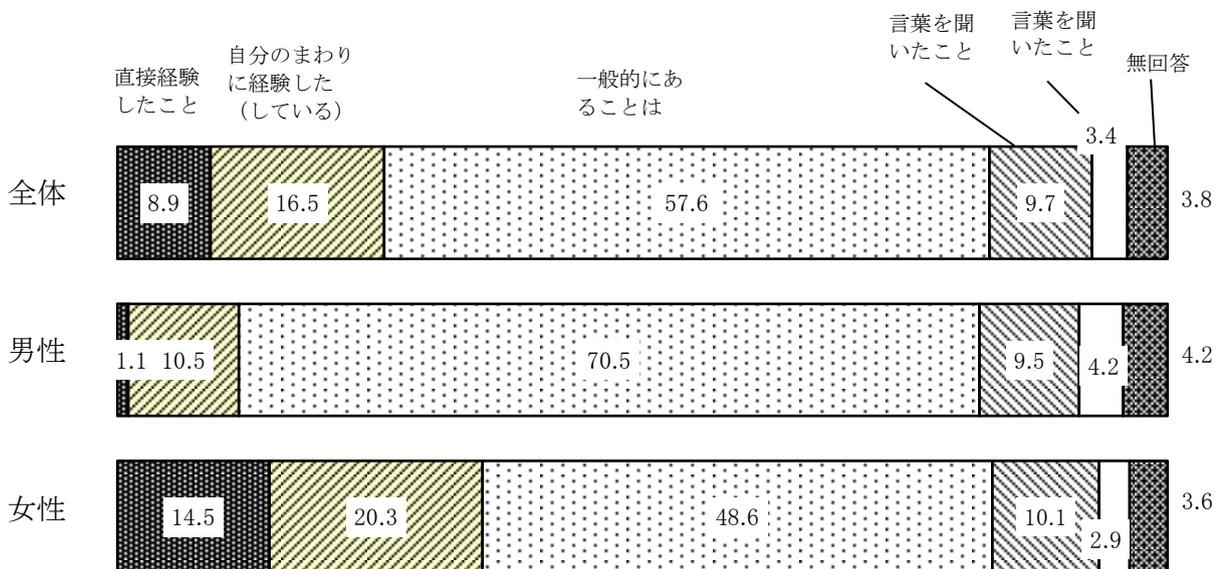


表 17 女性への暴力をなくすために必要なこと

(%)

		標本数	問 17 女性への暴力をなくすために必要なこと					
			犯罪の取り締まりの強化	捜査や裁判での女性担当者の増員	意識啓発の充実	被害女性のための相談所や保護施設の整備	人権尊重教育の学校・地域・職場・家庭での充実	
全体		236	38.6	16.9	43.2	36.0	45.8	12.3
性別	男性	95	41.1	9.5	52.6	26.3	50.5	11.6
	女性	138	36.2	21.7	37.0	42.8	43.5	13.0
	不明	3	66.7	33.3	33.3	33.3	0.0	0.0

		標本数	問 17 女性への暴力をなくすために必要なこと				
			過激な内容の雑誌、ビデオ等の販売や貸し出しの制限	その他	特に必要なことはない	わからない	無回答
全体		236	19.9	2.5	0.8	8.9	3.0
性別	男性	95	13.7	2.1	2.1	9.5	4.2
	女性	138	23.9	2.9	0.0	8.7	2.2
	不明	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0

図 1 7 女性への暴力をなくすために必要なこと (％)

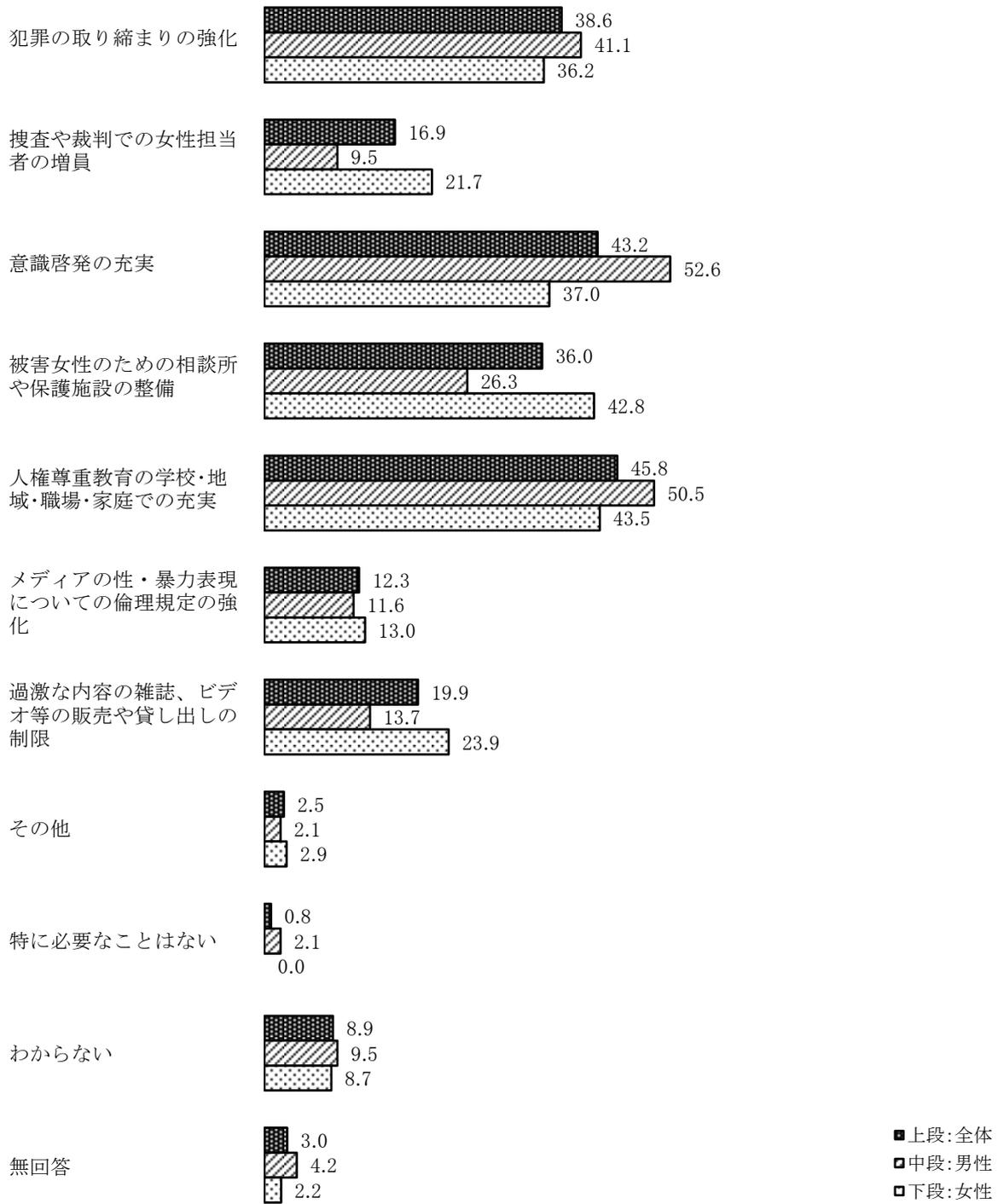


表 1 8 男女共同参画社会に関連する言葉の周知度

		標本数	問 1 8 (1)男女共同参画社会			
			内容ま で知っ ている	聞いたこ とはある が内容は 知らない	知らな い	無回答
全体		236	25.8	45.8	25.4	3.0
性別	男性	95	31.6	50.5	15.8	2.1
	女性	138	21.7	42.8	31.9	3.6
	不明	3	33.3	33.3	33.3	0.0

		標本数	問 1 8 (2)男女雇用機会均等法			
			内容ま で知っ ている	聞いたこ とはある が内容は 知らない	知らな い	無回答
全体		236	40.3	45.8	11.0	3.0
性別	男性	95	42.1	48.4	8.4	1.1
	女性	138	39.1	44.2	12.3	4.3
	不明	3	33.3	33.3	33.3	0.0

		標本数	問 1 8 (3)育児休業・介護休業制度			
			内容ま で知っ ている	聞いたこ とはある が内容は 知らない	知らな い	無回答
全体		236	50.4	42.4	4.7	2.5
性別	男性	95	45.3	46.3	6.3	2.1
	女性	138	54.3	39.1	3.6	2.9
	不明	3	33.3	66.7	0.0	0.0

		標本数	問 1 8 (4)ジェンダー			
			内容ま で知っ ている	聞いたこ とはある が内容は 知らない	知らな い	無回答
全体		236	16.9	29.2	49.2	4.7
性別	男性	95	18.9	31.6	46.3	3.2
	女性	138	15.9	27.5	50.7	5.8
	不明	3	0.0	33.3	66.7	0.0

表 1 8 男女共同参画社会に関連する言葉の周知度

(%)

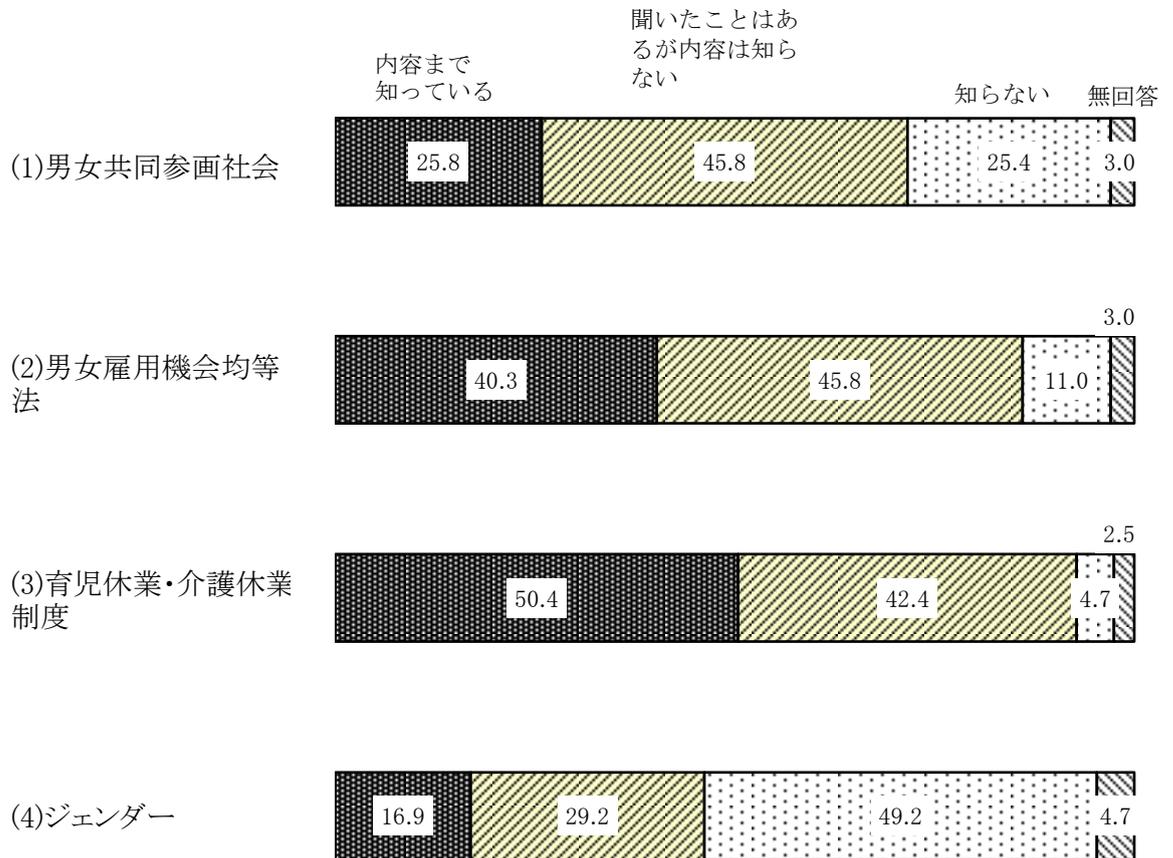


表 19 政策・方針決定への女性参画が少ない理由

(%)

		標本数	問 19 政策・方針決定への女性参画が少ない理由				
			性別による役割分担や性差別の意識	男性優位の組織運営	家族の支援・協力が得られない	女性の能力を向上させる機会が不十分	女性の活動を支援するネットワークの不足
全体		236	30.9	46.6	20.3	19.9	14.4
性別	男性	95	34.7	52.6	14.7	20.0	11.6
	女性	138	28.3	42.8	24.6	20.3	16.7
	不明	3	33.3	33.3	0.0	0.0	0.0

		標本数	問 19 政策・方針決定への女性参画が少ない理由				
			女性の積極性が十分でない	女性の参画を積極的に進めようとする人が少ない	その他	わからない	無回答
全体		236	25.4	36.0	0.8	16.5	4.7
性別	男性	95	24.2	36.8	2.1	16.8	3.2
	女性	138	26.8	35.5	0.0	15.9	5.8
	不明	3	0.0	33.3	0.0	33.3	0.0

図19 政策・方針決定への女性参画が少ない理由

(%)

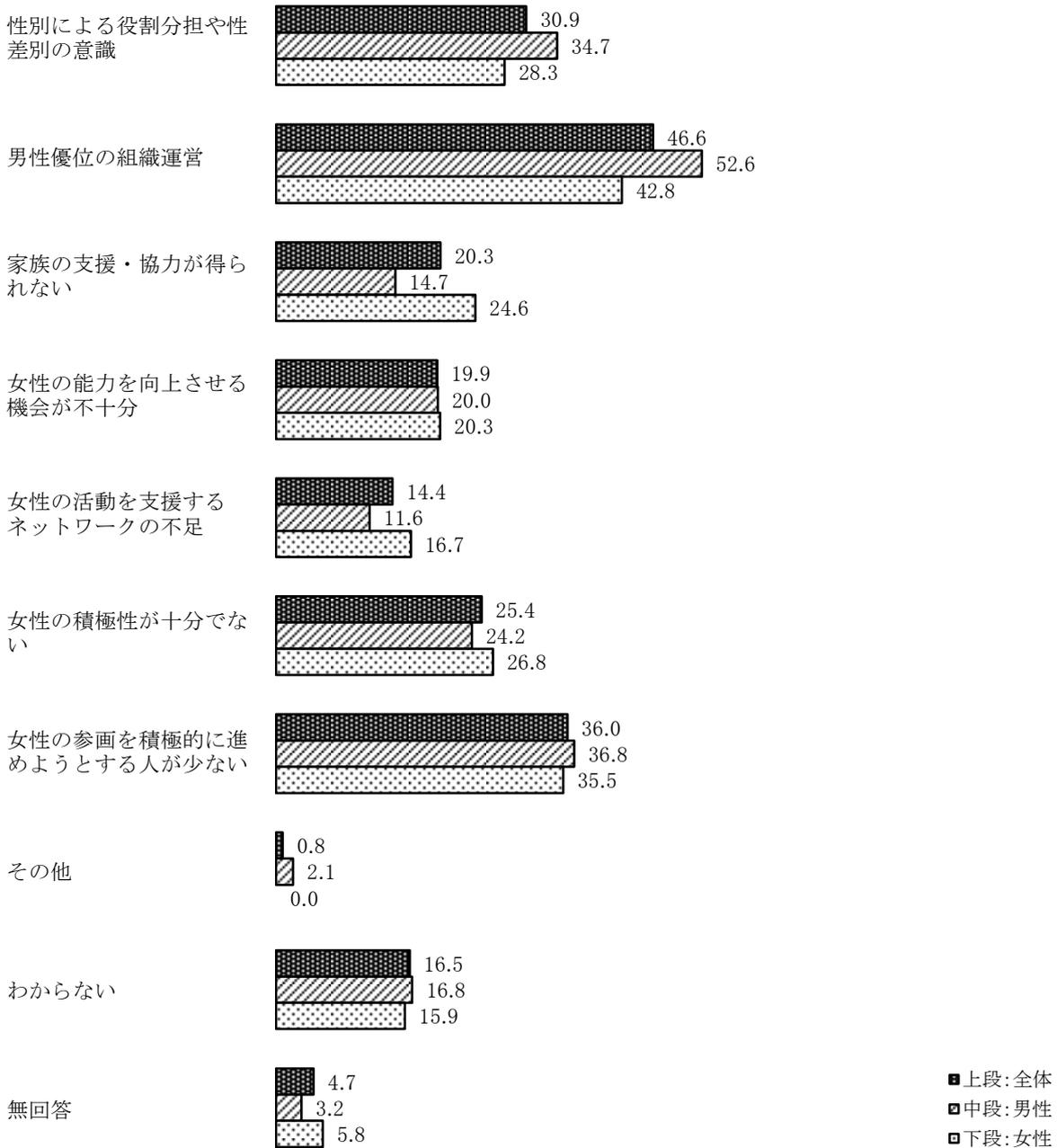


表20 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策

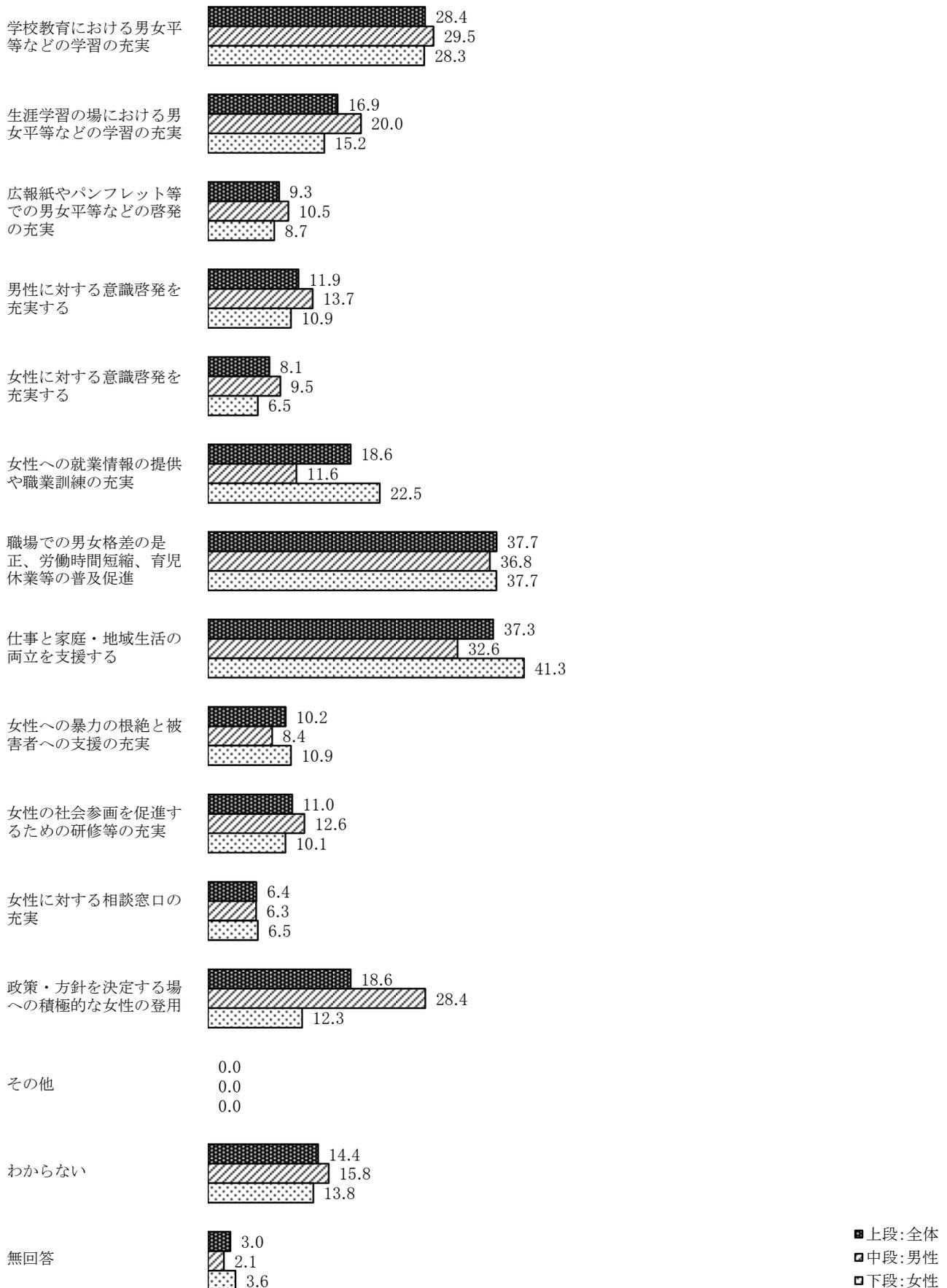
(%)

		標本数	問20 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策							
			学校教育における男女平等などの学習の充実	生涯学習の場における男女平等などの学習の充実	広報紙やパンフレット等での男女平等などの啓発の充実	男性に対する意識啓発を充実する	女性に対する意識啓発を充実する	女性への就業情報の提供や職業訓練の充実	職場での男女格差の是正、労働時間短縮、育児休業等の普及促進	仕事と家庭・地域生活の両立を支援する
全体		236	28.4	16.9	9.3	11.9	8.1	18.6	37.7	37.3
性別	男性	95	29.5	20.0	10.5	13.7	9.5	11.6	36.8	32.6
	女性	138	28.3	15.2	8.7	10.9	6.5	22.5	37.7	41.3
	不明	3	0.0	0.0	0.0	0.0	33.3	66.7	66.7	0.0

		標本数	問20 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策						
			女性への暴力の根絶と被害者への支援の充実	女性の社会参画を促進するための研修等の充実	女性に対する相談窓口の充実	政策・方針を決定する場への積極的な女性の登用	その他	わからない	無回答
全体		236	10.2	11.0	6.4	18.6	0.0	14.4	3.0
性別	男性	95	8.4	12.6	6.3	28.4	0.0	15.8	2.1
	女性	138	10.9	10.1	6.5	12.3	0.0	13.8	3.6
	不明	3	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0

(%)

図20 男女共同参画社会の実現に向けた今後の重点施策



新上五島町第3次男女共同参画基本計画

平成31年3月

---

発 行 新上五島町

企画・編集 新上五島町総務課

〒857-4495

長崎県南松浦郡新上五島町青方郷1585番地1

TEL (0959) 53-1111

FAX (0959) 53-1100

---